

彦根市国民保護計画 資料編

令和7年7月

彦 根 市

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
近畿中部防衛局	総務部 総務課	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	(06) 6945-4951 (06) 6945-7681
大阪税関	総務部 総務課	552-0021	大阪府大阪市港区築港 4-10-3 大阪港湾合同庁舎	(06) 6576-3010
大阪税関京都税関 支署滋賀出張所		525-0032	草津市大路 2-11-51	(077) 564-3410
陸上自衛隊 中部方面総監部		664-0012	兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	(072) 782-0001 (内線) 2256 (当直内線) 2259
陸上自衛隊 第3偵察戦闘大隊	大隊本部	520-1621	高島市今津町平郷 995	(0740) 22-2581 (内線) 272 (当直内線) 240
海上自衛隊 舞鶴地方総監部		625-8510	京都府舞鶴市余部下 1190	(0773) 62-2250 (内線) 2222 (当直内線) 2223
航空自衛隊 中部航空方面隊		350-1394	埼玉県狭山市稲荷山 2-3	(042) 953-6131 (内線) 2233 (当直内線) 2204
自衛隊滋賀地方 協力本部		520-0044	大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 5F	(077) 524-6446 (077) 524-8401

【その他の県内関係機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
滋賀県市長会	事務局	520-0044	大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館内	(077) 522-2711 (077) 523-2354
滋賀県町村会	事務局	520-0807	大津市松本 1-2-1 滋賀県大津合同庁舎内	(077) 526-2222 (077) 526-1279
公益財団法人 滋賀県消防協会	事務局	520-0044	大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館内	(077) 522-1965 (077) 526-1039
一般社団法人 滋賀県医師会	事務局	520-3031	栗東市縷 1-10-7	(077) 514-8711 (077) 552-9933
一般社団法人 滋賀県歯科医師会	事務局	520-0044	大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館内	(077) 523-2787 (077) 523-2788
一般社団法人 滋賀県薬剤師会	事務局	525-0072	草津市笠山 7-4-52	(077) 565-3535 (077) 563-9033
公益社団法人 滋賀県看護協会	事務局	525-0032	草津市大路 2-11-51	(077) 564-6468 (077) 562-8998
一般社団法人 滋賀県病院協会	事務局	520-0044	大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館内	(077) 525-7525 (077) 525-5859
公益社団法人 滋賀県私立病院協 会	事務局	520-0232	大津市真野 1-12-30	(077) 572-3825 (077) 573-8726
一般社団法人 滋賀県バス協会	事務局	524-0104	守山市木浜町 2298-4	(077) 585-8333 (077) 585-8335

【彦根市役所】

担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
市長直轄組織危機管理課 (国民保護協議会事務局)	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 30-6150 FAX (0749) 23-1777
企画振興部 (企画課)	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 30-6101 FAX (0749) 22-1398
スポーツ部 (スポーツ振興課)	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 22-5955 FAX (0749) 23-2660
総務部 (総務課)	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 30-6100 FAX (0749) 22-1398
人事部 (人事課)	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 30-6106 FAX (0749) 22-1398
市民環境部 (ライフサービス課)	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 30-6111 FAX (0749) 21-2220
福祉保健部 (社会福祉課)	522-0041	平田町670	TEL (0749) 23-9590 FAX (0749) 26-1768
子ども未来部 (子ども・若者課)	522-0041	平田町670	TEL (0749) 49-2251 FAX (0749) 26-1768
観光文化戦略部 (観光交流課)	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 30-6120 FAX (0749) 24-9676
産業部 (農林水産課)	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 30-6118 FAX (0749) 24-9676
建設部 (建設管理課)	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 30-6121 FAX (0749) 24-5211
都市政策部 (都市計画課)	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 30-6124 FAX (0749) 24-8517
上下水道部 (上下水道総務課)	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 22-8477 FAX (0749) 24-4054
議会事務局	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 30-6130 FAX (0749) 22-0906
消防本部 (消防総務課)	522-0054	西今町415	TEL (0749) 22-0119 FAX (0749) 22-9427
市立病院 (病院総務課)	522-8539	八坂町1882	TEL (0749) 22-6050 FAX (0749) 26-0754
教育委員会事務局 (教育総務課)	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 24-7972 FAX (0749) 23-5511
監査委員事務局	522-8501	元町4番2号	TEL (0749) 30-6132 FAX (0749) 22-1398
稲枝支所	521-1105	田原町13-1	TEL (0749) 43-2225 FAX (0749) 43-8020
鳥居本出張所	522-0004	鳥居本町1491-6	TEL (0749) 22-2204 FAX (0749) 21-2224
高宮出張所	522-0201	高宮町2311	TEL (0749) 22-3210 FAX (0749) 21-2223
河瀬出張所	522-0234	森堂町131	TEL (0749) 28-1001 FAX (0749) 28-8020
亀山出張所	529-1155	賀田山町278-2	TEL (0749) 28-0022 FAX (0749) 28-8021
大藪浄水場	522-0057	八坂町2061-5	TEL (0749) 22-3324 FAX (0749) 23-9097

資料4 市国民保護対策本部における各部所掌事務

部	班	分掌事務
市長直轄部	危機管理班	<ol style="list-style-type: none"> (1) 国民保護協議会の運営に関する事。 (2) 国民保護対策本部に関する事。 (3) 国民保護対策本部を設置すべき市の指定の要請に関する事。 (4) 国民保護に関する総合計画および啓発に関する事。 (5) 国民保護措置についての訓練に関する事。 (6) 生活関連施設の把握に関する事。 (7) 物資および資材の備蓄等に関する事。 (8) 国民保護対策本部員の招集に関する事。 (9) 国民保護対策本部長の命令の伝達に関する事。 (10) 記録の編成保存に関する事。 (11) 市および県の防災行政無線の運用に関する事。 (12) 国民保護関係の文書および物品の受付、配布および発送に関する事。 (13) 被害状況調査の総合計画および取りまとめに関する事。 (14) 被害状況の受理および被害調査報告に関する事。 (15) 広域応援要請（庁内調整を除く。）に関する事。 (16) 自衛隊の派遣要請に関する事。 (17) 他の機関および団体ならびに各部および各班の連絡調整に関する事。 (18) 市域外における被害支援実施の調整および総括に関する事。 (19) 各種情報の収集および警報の伝達や避難・退避の指示等に関する事。 (20) 避難実施要領の策定に関する事。 (21) 情報通信手段の確保に関する事。 (22) 警戒区域の設定および解除に関する事。 (23) 土地等の使用に関する事。 (24) 応急公用負担に関する事。 (25) 帰宅困難者の受入れの準備等対策に関する事。 (26) 緊急輸送手段の確保に関する事。 (27) 緊急輸送の実施に関する事。 (28) 避難市民の復帰のための措置に関する事。 (29) 他班の所管に属しない事。
	秘書班	<ol style="list-style-type: none"> (1) 本部長および副本部長の秘書業務および特命に関する事。 (2) 政府、国会、県、他市町村等の外来者（議会の外来者を除く。）の被災地視察に関する事。 (3) 各種陳情（議会関係を除く。）に関する事。 (4) 被災地の慰問見舞いに関する事。 (5) 危機管理班実施事項の応援
企画 振興部	部内各班共通	
	<ol style="list-style-type: none"> (1) 企画振興部が担当する避難施設の開設および運営、避難施設における相談所の運営ならびに当該避難施設等への避難誘導に関する事。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関する事。 (3) 他班実施事項の応援（部外を含む。） 	
	企画班	<ol style="list-style-type: none"> (1) 法令の規定により作成する諸計画と国民保護計画との調整に関する事。 (2) 復興計画の策定に関する事。 (3) 男女共同参画センターの被害対策および連絡調整に関する事。
	まちづくり 推進班	<ol style="list-style-type: none"> (1) 自治会等からの被害状況等報告に関する事。 (2) 市民からの問い合わせに対する総合的な窓口に関する事。 (3) 市民交流センター（東山児童館を含む。）の被害対策に関する事。
	情報政策班	<ol style="list-style-type: none"> (1) コンピュータシステムの保守および復旧に関する事。
	広報戦略班	<ol style="list-style-type: none"> (1) 国民保護関係の広報活動および報道機関との連絡調整に関する事。
	人権政策班	<ol style="list-style-type: none"> (1) 避難行動要支援者対策に関する事。 (2) 人権・福祉交流会館の連絡調整に関する事。 (3) 外国人の被害対策に関する事。

部	班	分掌事務
	人権・福祉 交流会館班	(1) 人権・福祉交流会館の被害対策に関すること。
スポーツ部	部内各班共通	(1) スポーツ部が担当する避難施設等の開設および運営、避難施設における相談所の運営ならびに当該避難施設等への避難誘導に関すること。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 他班実施事項の応援（部外を含む。）
	スポーツ振興班	(1) 彦根市稲枝地区体育館、彦根市武道場および彦根市スポーツ・文化交流センターの被害対策（応急対策および復旧対策を含む。）に関すること。
	国スポ・障スポ 総務班	(1) スポーツ振興班実施事項の応援
	国スポ・障スポ 競技班	(1) スポーツ振興班実施事項の応援
総務部	部内各班共通	(1) 総務部が担当する避難施設等の開設および運営、避難施設における相談所の運営ならびに当該避難施設等への避難誘導に関すること。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	総務班	(1) 特殊標章等の交付等に関すること。 (2) 不服申立てに関すること。 (3) 訴訟に関すること。 (4) 危機管理班実施事項の応援
	公有財産 管理班	(1) 市有財産の被害対策に関すること。 (2) 緊急通行車両の手続きに関すること。 (3) 市有車両および施設に係る燃料の供給に関すること。 (4) 危機管理班実施事項の応援
	財政班	(1) 緊急予算の編成および資金の調達に関すること。 (2) 他班実施事項の応援（部外を含む。）
	税務班	(1) 固定資産等の被害調査報告に関すること。 (2) 災証明発行に係る家屋被害認定業務の実施および被災者台帳の作成に関すること。 (3) 世帯別被害調査の実施に関すること。 (4) 被災に伴う市税の減免等に関すること。 (5) 他班実施事項の応援（部外を含む。）
	債権管理班	(1) 避難場所（亀山出張所および東びわこ農業協同組合本店に限る。）の開設運営に関すること。 (2) 被災に伴う市税の猶予に関すること。 (3) 被災に伴う国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料の猶予等に関すること。 (4) 他班実施事項の応援（部外を含む。）
	契約監理班	(1) 主要食糧、衣料、燃料その他必要物資の調達に関すること。 (2) 生活関連物資等の価格の安定に関すること。 (3) 物的支援の受援に係る庁内調整に関すること。 (4) 他班実施事項の応援（部外を含む。）
	臨時特別給付金 班	(1) 他班実施事項の応援（部外を含む。）
	議会班	(1) 議会関係の連絡調整に関すること。 (2) 議会関係の外来者の被災地視察に関すること。 (3) 議会関係の各種陳情に関すること。 (4) 議会関係の被災地の慰問に関すること。 (5) 他班実施事項の応援（部外を含む。）

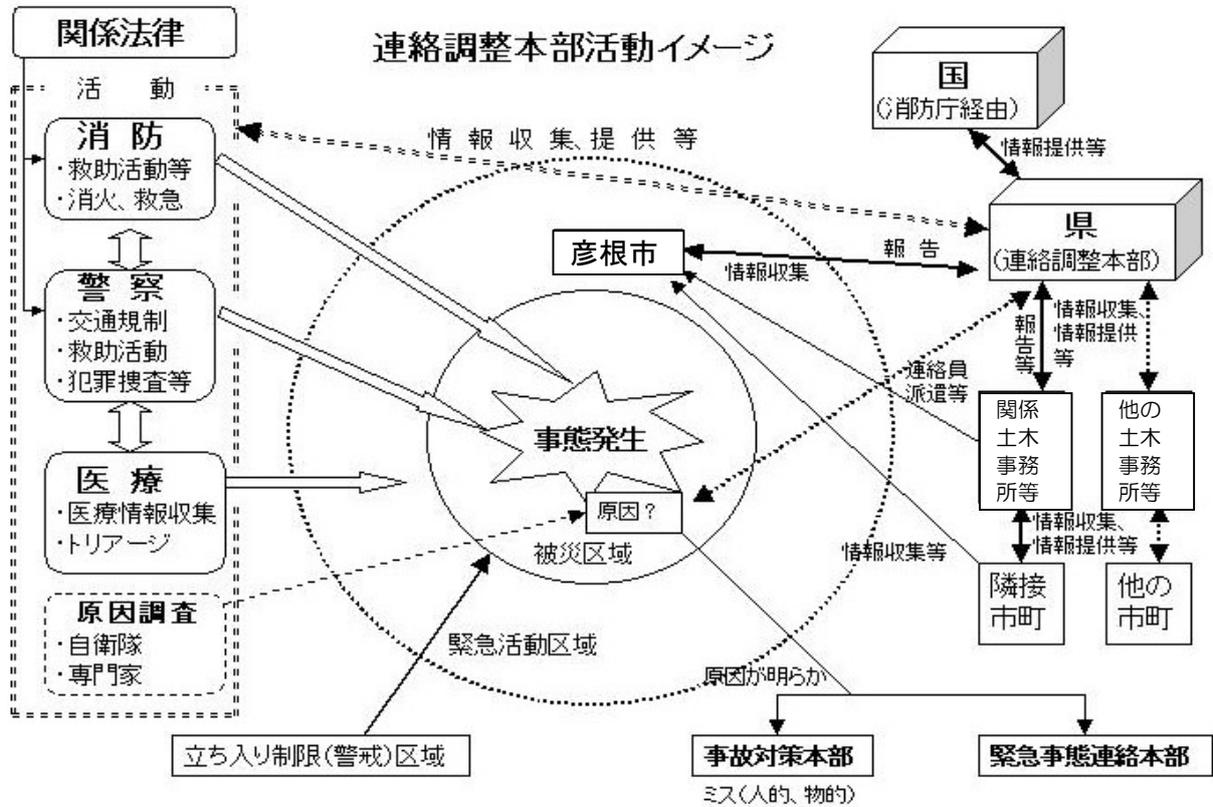
部	班	分掌事務
	出納・監査班	(1) 物品および金銭の出納に関すること。 (2) 他班実施事項の応援（部外を含む。）
人事部	部内各班共通	(1) 人事部が担当する避難施設等の開設運営および避難誘導に関すること。 (2) 他班実施事項の応援（部外を含む。）
	人事班	(1) 職員の動員派遣に関すること。 (2) 勤務時間外における市民等からの連絡対応に関すること。 (3) 公務災害補償に関すること。 (4) 被災職員に対する給付および援助に関すること。 (5) 職員の安全確保に関すること。 (6) 人的支援の受援に係る庁内調整に関すること。
	働き方・業務改革推進班	(1) 人事班実施事項の応援
市民環境部	部内各班共通	(1) 市民環境部が担当する避難施設等の開設および運営、避難施設における相談所の運営ならびに当該避難施設等への避難誘導に関すること。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	生活環境班	(1) 行方不明者の捜索に関すること。 (2) 一般財団法人彦根市事業公社等関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 彦根愛知犬上広域行政組合小八木中継基地との連絡調整に関すること。 (4) 死体の処理および収容に関すること。 (5) 火葬（彦根愛知犬上広域行政組合紫雲苑との連絡調整に関するを含む。）に関すること。 (6) し尿処理に関すること。 (7) 公害の予防に関すること。 (8) 特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策に関すること。 (9) 廃棄物の処理等に関すること。 (10) NBC攻撃による汚染の原因物質特定に対する協力に関すること。
	ライフサービス班	(1) 避難誘導に関すること。 (2) 避難場所等開設運営および相談所に関すること。 (3) 被災者の収容に関すること。 (4) 収容施設の供与に関すること。 (5) 埋火葬の許可に関すること。 (6) 生活環境班および清掃センター班実施事項の応援
	保険年金班	(1) 炊き出しに関すること。 (2) 被災に伴う国民年金保険料の減免等に関すること。 (3) 被災に伴う国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料の減免等に関すること。 (4) 生活環境班および清掃センター班実施事項の応援
	清掃センター班	(1) 清掃施設の被害対策に関すること。 (2) 消毒および清掃に関すること。 (3) 廃棄物の処理等に関すること。 (4) 特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策に関すること。
	福祉保健部	部内各班共通 (1) 福祉保健部が担当する避難施設等の開設および運営、避難施設における相談所の運営ならびに当該避難施設等への避難誘導に関すること。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関すること。

部	班	分掌事務
	社会福祉班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救援の全般的な企画および国民保護法による救援の程度及び方法の基準に基づく救援事務を分掌する各班の連絡調整に関すること。 (2) 避難行動要支援者対策に関すること。 (3) 福祉施設の被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (4) 民間救助団体との連絡調整に関すること。 (5) 行方不明者の捜索に関すること。 (6) 安否情報の収集体制の整備に関すること。 (7) 避難行動支援者および危険区域の要配慮者利用施設への避難情報等の周知および伝達に関すること。 (8) 物資等の供給に関すること。 (9) 福祉避難所の開設・運営に関すること。 (10) ボランティアに関すること。 (11) 赤十字奉仕団の動員に関すること。 (12) り災証明の発行に関すること。 (13) り災見舞金の募集および分配に関すること。 (14) 救援費支給および救援費予算要求に関すること。 (15) 生活再建に係る資金の支給および貸付けに関すること。 (16) 被災世帯に対する更正資金の融資に関すること。 (17) 被災者に対する生活保護法の適用に関すること。
	高齢福祉推進班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 要支援者および要介護者の被害状況の調査報告に関すること。 (2) 避難行動要支援者対策に関すること。 (3) 指定管理施設の配備体制に係る連絡等に関すること。 (4) 指定管理施設の被害状況の調査報告に関すること。 (5) 介護保険サービス事業所の被害状況の調査報告に関すること。 (6) 要配慮者等の社会福祉施設等への受入れ調査等に関すること。 (7) 所管施設の被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (8) 社会福祉班実施事項の応援 (9) 健康推進班実施事項の応援
	障害福祉班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難行動要支援者対策に関すること。 (2) 関係施設の被害状況の調査報告に関すること。 (3) サービス等提供事業所の被害状況調査報告に関すること。 (4) 在宅障害者の被害状況の調査報告に関すること。 (5) 在宅障害者の社会福祉施設等への受入れ調整等に関すること。 (6) 手話通訳等ボランティア確保等の調整に関すること。 (7) 障害者福祉センターの被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (8) 社会福祉班実施事項の応援
	健康推進班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難行動要支援者対策に関すること。 (2) 医療施設との連絡調整に関すること。 (3) 救護班の編成および救護所の運営の調整に関すること。 (4) 避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するための土地等の使用に関すること。 (5) 傷病者の収容、応急手当その他医療についての連絡調整に関すること。 (6) 救助薬品および医療資機材の供給および確保についての連絡調整に関すること。 (7) 被災時における予防注射およびワクチン接種に関すること。 (8) 防疫班の編成に関すること1。 (9) 休日急病診療所の被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (10) 避難住民の健康支援に関すること。

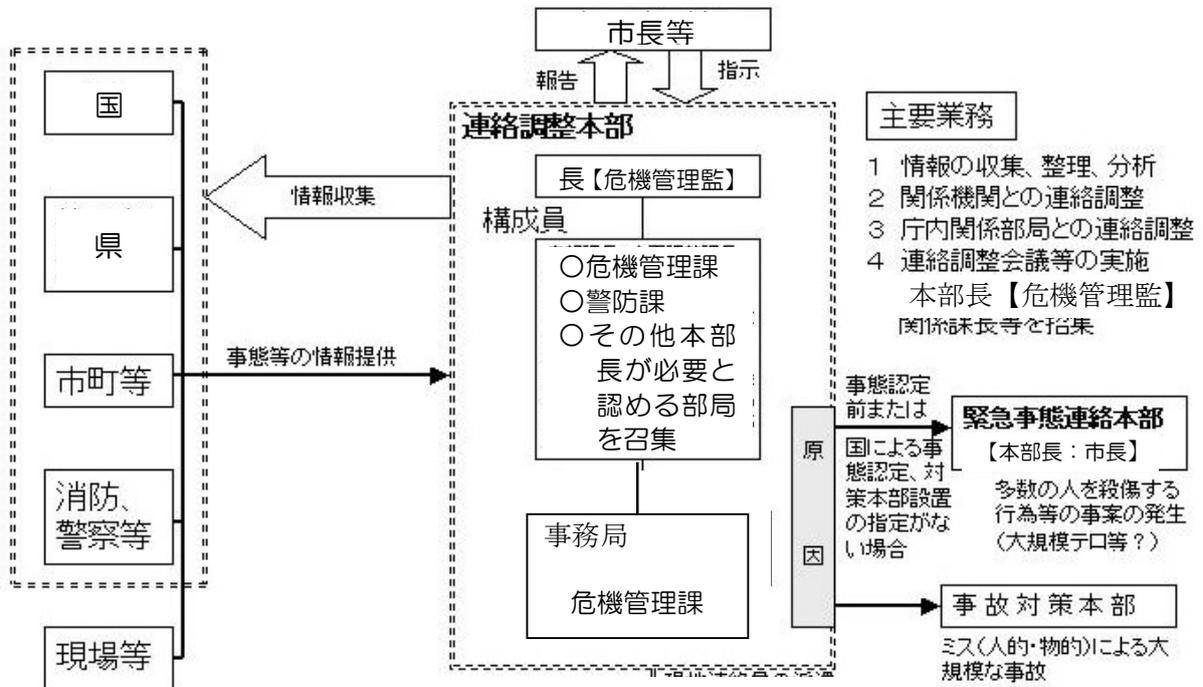
部	班	分掌事務
こども家庭部	部内各班共通	(1) こども家庭部が担当する避難施設等の開設および運営、避難施設における相談所の運営ならびに当該避難施設等への避難誘導に関すること。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 社会福祉班実施事項の応援
	こども・若者支援班	(1) 避難行動要支援者対策に関すること。 (2) 被災児童の保護に関すること。 (3) 避難行動要支援者対策に関すること。 (4) 所管施設(東山児童館を除く。)の被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	母子保健班	(1) 妊産婦の救護に関すること。 (2) 避難行動要支援者対策に関すること。 (3) 健康推進班実施事項の応援
	幼児班	(1) 関係機関の被害状況の調査報告に関すること。 (2) 被災園児等の保護に関すること。 (3) 避難行動要支援者対策に関すること。 (4) 所管施設の被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	発達支援センター班	(1) 避難行動要支援者対策に関すること。 (2) 発達支援センターの被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	幼稚園保育所班	(1) 園児の避難誘導に関すること。 (2) 保護者・地域等への連絡調整に関すること。 (3) 幼稚園・保育所・認定こども園の被害対策に関すること。 (4) 被災園児等の保護に関すること。
観光文化戦略部	部内各班共通	(1) 観光文化戦略部が担当する避難施設等の開設および運営、避難施設における相談所の運営ならびに当該避難施設等への避難誘導に関すること。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	観光交流課	(1) 観光資源、観光施設等の被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2) 観光客(訪日外国人を含む。)に対する安全確保に関すること。 (3) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策に関すること。
	エンタテインメント班	(1) 部内の他班実施事項の応援
	文化財班	(1) 文化財の被害対策に関すること。
	文化振興班	(1) ひこね市文化プラザ、高宮地域文化センターおよびみずほ文化センターの被害対策に関すること。
産業部	部内各班共通	(1) 産業部が担当する避難施設等の開設および運営、避難施設における相談所の運営ならびに当該避難施設等への避難誘導に関すること。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	農林水産班	(1) 農林水産関係の被害状況の調査報告および被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2) 農村環境改善センターの被害対策に関すること。 (3) 農道等の緊急輸送手段の確保に関すること。 (4) 農業集落排水処理施設の被害に関すること。 (5) 財産区の被害対策に関すること。 (6) 農林水産関係の食糧の確保に関すること。 (7) 農林水産関係の被害に対する融資の調査に関すること。 (8) 風評被害対策に関すること。
	地域経済	(1) 商工業関係の被害調査に関すること。

部	班	分掌事務
	振興班	(2) 中小企業関係の被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)および連絡調整に関すること。 (3) 被災商工業者等に対する金融調査に関すること。 (4) 雇用の安定確保に関すること。 (5) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策に関すること。 (6) 風評被害対策に関すること。 (7) 農林水産班実施事項の応援
	農業委員会班	(1) 農業委員会関係の連絡調整に関すること。 (2) 農林水産班実施事項の応援
建設部	部内各班共通 (1) 建設部が担当する避難施設等の開設および運営、避難施設における相談所の運営ならびに当該避難施設等への避難誘導に関すること。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関すること。	
	建設管理班	(1) 道路施設および河川施設の被害状況のとりまとめ報告に関すること。 (2) 土木建設資材等の応急物資の輸送に関すること。 (3) 県道、市道等の緊急輸送道路の確保に関すること。 (4) 公共土木施設の復旧に関すること。 (5) 被害時の道路の交通規制、統制等交通に関すること。
	道路河川班	(1) 建設管理班実施事項の応援
	建築班	(1) 市有建築物の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)および被害状況の調査報告に関すること。 (2) 避難所その他の仮設建築物の建築に関すること。 (3) その他営繕に関すること。 (4) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援
都市政策部	部内各班共通 (1) 都市政策部が担当する避難施設等の開設および運営、避難施設における相談所の運営ならびに当該避難施設等への避難誘導に関すること。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 部内の他班実施事項の応援	
	都市計画班	(1) 公園および街路樹の被害対策に関すること。 (2) 二次被害防止のための被災宅地危険度判定調査に関すること。
	建築指導班	(1) 二次被害防止のための被災建築物応急危険度判定調査に関すること。 (2) 被災建築物の復旧のための建築相談に関すること。 (3) 屋外広告物の被害状況の調査報告に関すること。
	交通政策班	(1) 交通途絶箇所および交通回路の情報収集等に関すること。 (2) 事態発生時の交通規制の統制等交通に関すること。 (3) 鉄道、バス等緊急輸送手段の確保に関すること。 (4) 所管施設の被害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	住宅班	(1) 市営住宅の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)および被害状況の調査報告に関すること。
上下水道部	部内各班共通 (1) 上下水道部が担当する避難施設等の開設および運営、避難施設における相談所の運営ならびに当該避難施設等への避難誘導に関すること。 (2) 被災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 部内の他班実施事項の応援	
	上下水道	(1) 上下水道施設の被害の総合調整に関すること。

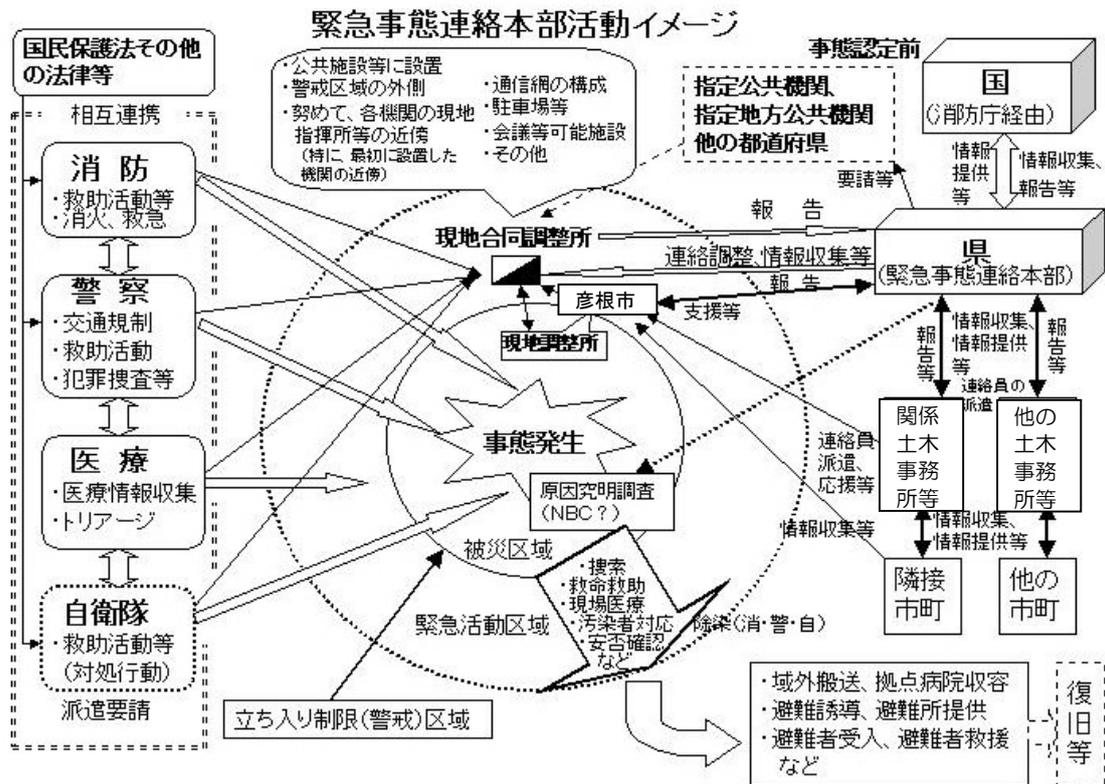
資料5 連絡調整本部（イメージ）



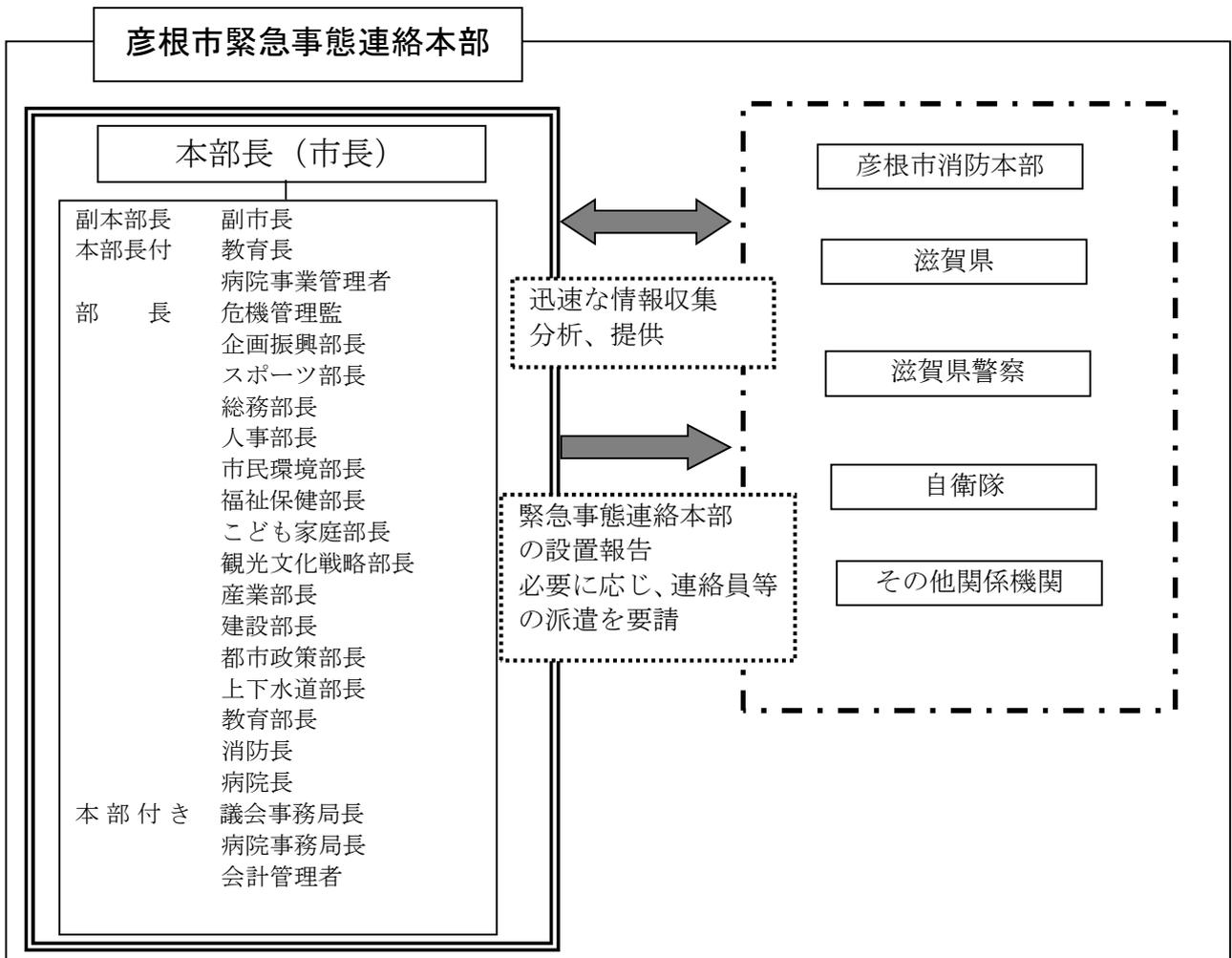
連絡調整本部体制



資料6 緊急事態連絡本部（イメージ）

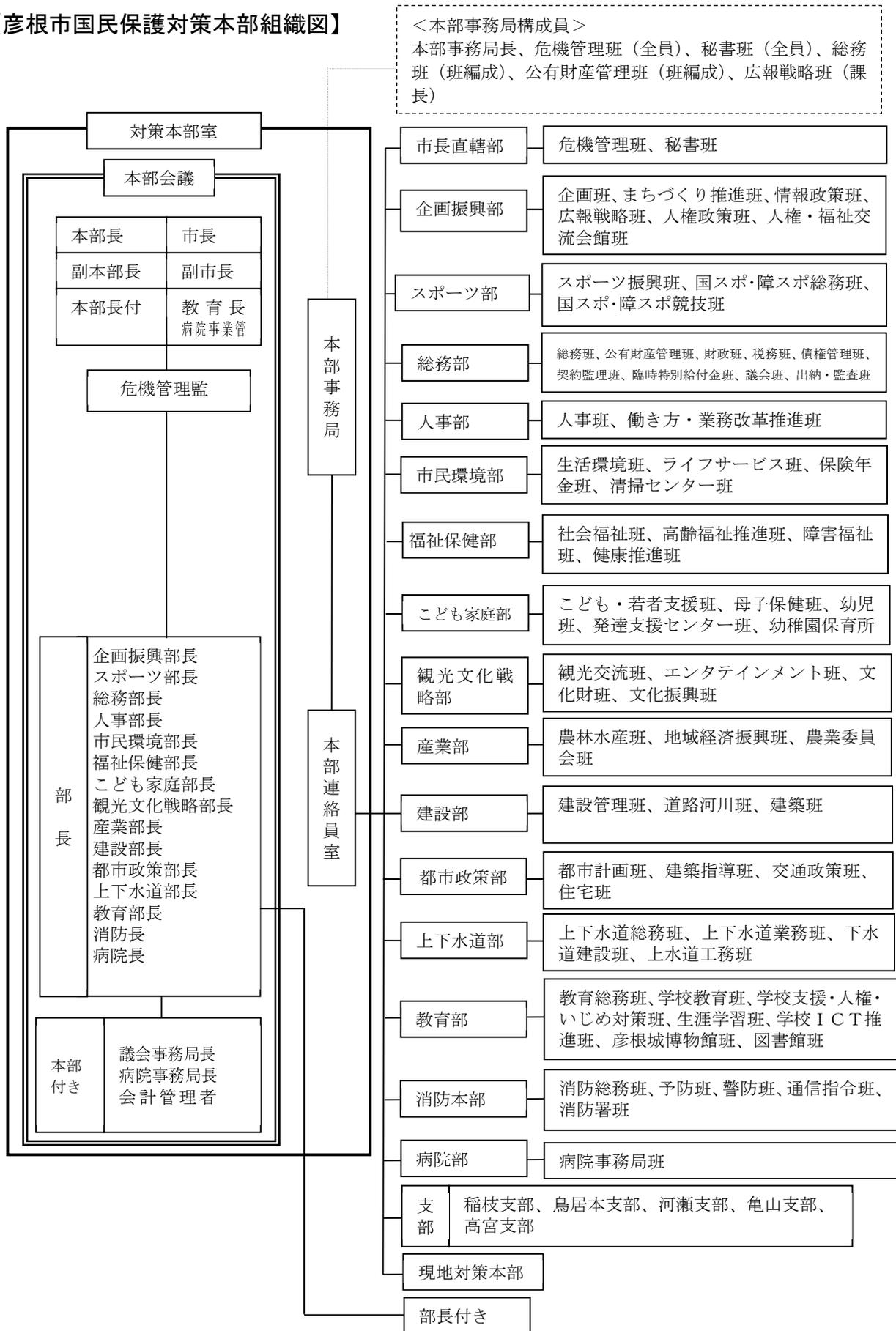


【市緊急事態連絡本部の構成等】



資料7 市対策本部（イメージ）

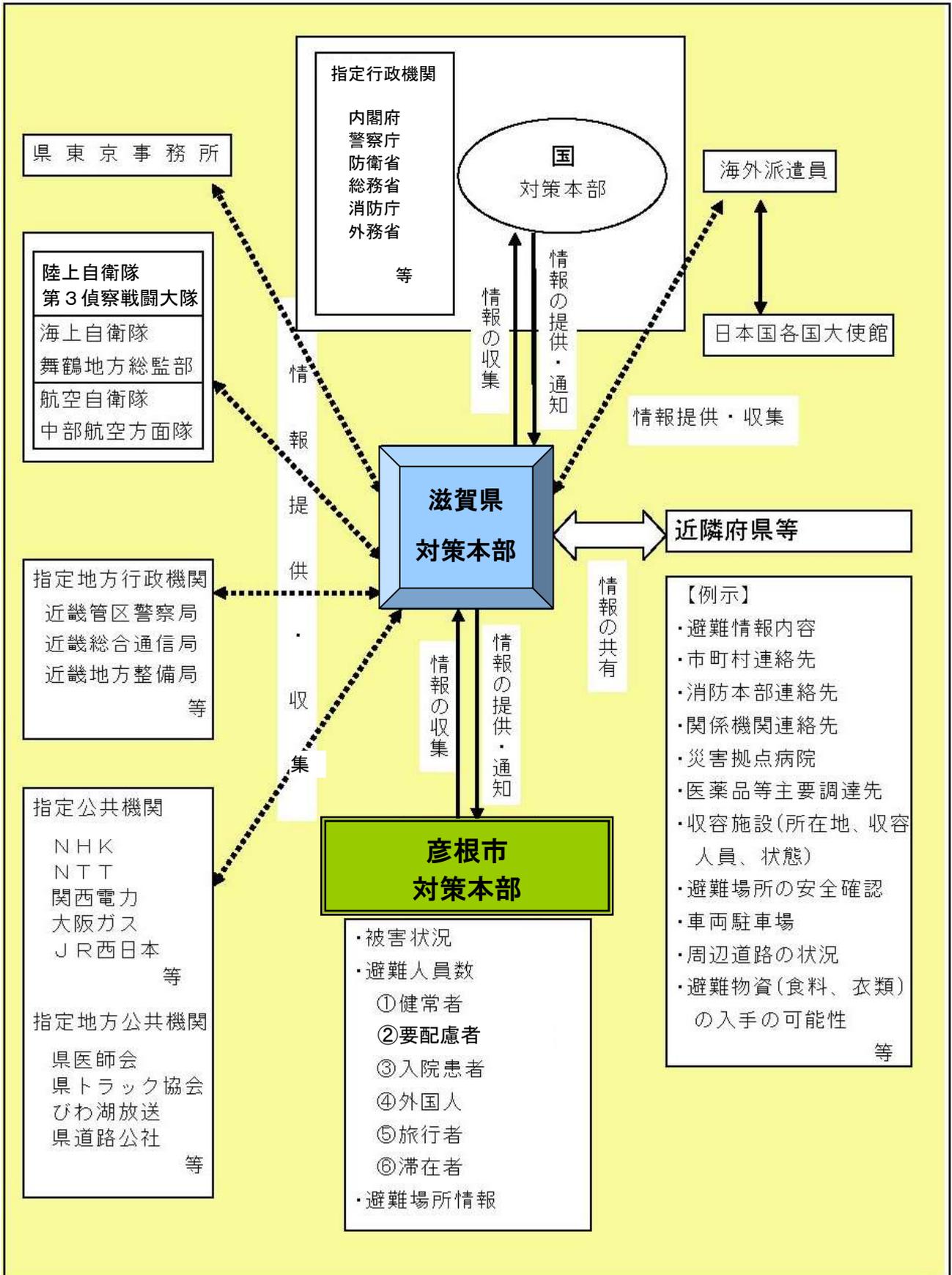
【彦根市国民保護対策本部組織図】



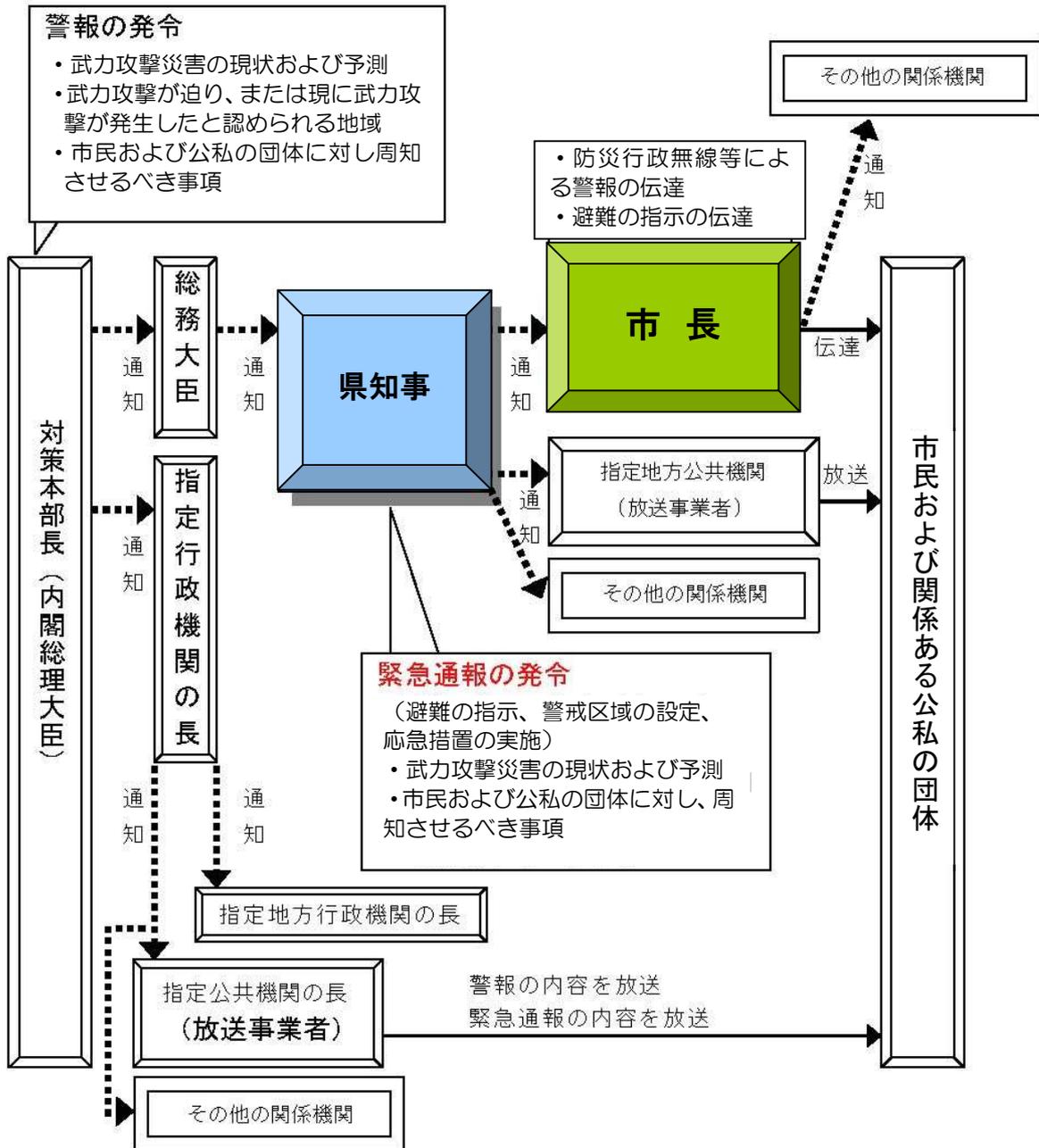
【市対策本部長の補佐機能】

担 当	機 能
<p>危機管理課 警防課</p>	<p>(1) 市対策本部会議の運営に関する事項 (2) 情報チームが収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 (3) 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 (4) 市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 (5) 市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項 (6) 市が行う国民保護措置に関する調整 (7) 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請および受入等広域応援に関する事項 (8) 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 (9) 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理および集約 ○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○被害への対応状況 ○安否情報 (10) 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 (11) 通信回線や通信機器の確保</p>

資料9 情報の収集・伝達の流れ



資料 10 警報の発令の流れ



○県の役割

- ・国が発令した警報を市町、その他の執行機関、指定地方公共機関 (放送事業者含む)、その他の関係機関に通知をする。

○市の役割

- ・国が発令した警報等を防災行政無線等により住民等に伝達する。

資料 16 生活関連施設の安全確保の留意点

令和7年4月 総務省

<p>1. 施設の種類 電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備(国民保護法施行令第27条第5号)</p> <p>2. 施設の特性 当該施設が被害を受けると、そのサービス提供地域に係る通信が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。当該施設が中継交換設備に係るものにあつては、その影響が広範囲に及び恐れがある。</p> <p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none">・平素から都道府県警察、総務省等関係機関との緊密な連携の下、必要に応じて施設(当該交換設備が設置される建物等を含む。以下同じ。)の巡回を実施する等、自主警戒の強化に努めること。・関係機関との連絡網の構築に努めること。・施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。・施設(特に、交換設備を設置する通信機械室)への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。・自動火災報知設備および消火設備を適切に備え付けること。・予備電源の備え付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。・予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。・機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。・その他、情報通信ネットワーク安全。信頼性基準(昭和62年郵政省告示第73号)に定める対策の実施に努めること。 <p>4. 所管省庁の連絡先 総務省総合通信基盤局電気通信事業部安全・信頼性対策課 電話 03-5253-5858 FAX 03-5253-5863</p>
<p>1. 施設の種類 国内放送を行う放送局の無線設備(国民保護法施行令第27条第6号)</p> <p>2. 施設の特性 当該施設が被害を受けると、当該施設を利用する放送事業者のサービス提供地域全域に係る放送が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。複数の放送事業者が同一の施設を利用している場合、その影響が拡大するおそれがある。</p> <p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none">・事案発生時に施設の警備等を実施する関係機関(都道府県警察等)との緊密な連絡の下、施設の巡回その他の自主警戒の強化に努めること。・事案発生時に迅速な対応が可能となるよう、上記の関係機関(都道府県警察等)との連絡体制を確立すること。・施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。・施設への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。・自動火災報知設備および消火設備を適切に備え付けること。・予備電源の備付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。・予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。・機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。・同一の施設を複数の放送事業者で利用している場合には、上記の各措置について、放送事業者間で緊密な連絡を取ること。 <p>4. 所管省庁の連絡先 総務省情報流通行政局地上放送課 電話 03-5253-5793 FAX 03-5253-5794</p>

1. 施設の種類の

危険物の取扱所等(製造所、貯蔵所および取扱所)(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第1号)

2. 施設の特性

(1) 危険物の規制に関する政令第8条の2の3第3項の特定屋外タンク貯蔵所

- ・施設が大規模かつ屋外に設置されているため、武力攻撃等の内容によっては防御措置を講ずることが難しい場合がある。また、火災等が生じた際の影響が大きい。
- ・石油等の燃料を備蓄している例が多く、国民生活に多大な影響を与える恐れがある。

(2) 消防法第12条の7に基づき危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所の指定施設

- ・大量の危険物を取り扱う施設である。

(3) その他(1)、(2)を除く)の危険物施設

- ・火災危険性が高い物品を貯蔵し、または取り扱っている。

3. 安全確保の留意点

(1) 平素からの備え

【都道府県知事】

- ・施設への入港管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により不審者の侵入に注意するよう管理者へ要請すること。
- ・都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。
- ・避難経路の確認を行うよう管理者へ要請すること。
- ・武力攻撃事態等が生じた際に取るべき措置(施設の運転緊急停止等)が的確に講じられるよう管理者へ要請すること。
- ・市町村の担当部局との連絡体制を整備し、武力攻撃事態等に際して、県内に所在する危険物施設について円滑に把握できる体制をとること。

【事業者】

- ・施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により、不審者の侵入に注意すること。
- ・都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。
- ・避難経路の確認を行うこと。
- ・武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置(施設の運転緊急停止等)が的確に講じられるよう確認し、従業員へ周知すること。

(2) 武力攻撃事態等における留意点

【都道府県知事】

- ・特に2(1)および(2)の施設については危険性の高さに鑑み、留意点の周知の徹底を図る。
- ・都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所および事業所敷地周辺部の巡回を強化するよう、管理者へ要請すること。
- ・都道府県公安委員会または海上保安部長等に対し、速やかに立ち入り制限区域の指定を要請すること。
- ・消防法第12条の3に基づき、危険物施設の取扱所の全部または一部の使用の一時停止または制限を命ずることを検討すること。(市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う)。
- ・国民保護法第103条第3項第2号に基づき、危険物質等の製造、引き渡し、貯蔵、移動または消費の一時禁止または制限を命ずることを検討すること。(市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う)。
- ・消防法第16条の3第3項に基づき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出および拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を命ずることを検討すること(市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う)。

【事業者】

- ・都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所および事業所敷地周辺部の巡回を強化すること。

- ・消防法第16条の3第1項に基づき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出および拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講ずること。
- ・消防法第16条の3第2項に基づき、製造所等について、危険物の流出その他の事故を発見した者は、直ちにその旨を消防署、市町村長の指定した場所、警察署または海上警備救難機関に通報すること。

4. 所管省庁の連絡先

消防庁危険物保安室

電話 03-5253-7524 FAX 03-3581-7534

1. 施設の種類の

細菌兵器(生物兵器)および毒素兵器の開発、生産および貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤および同条第2項に規定する毒素の取扱施設(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号)

2. 施設の特性

- (1)細菌兵器(生物兵器)および毒素兵器の開発、生産および貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤および同条第2項に規定する毒素(以下「生物剤等」という。)を保有している施設。
- (2)対象となる生物剤等は、人または家畜に対して病原性を有しているもので文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画別表に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1)生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類(以下、「BSL」という。)等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること(病原体等のBSLおよびBSLに応じた措置については、国立健康危機管理研究機構病原体等安全管理規定に準拠すること)。
- (2)施設を有する機関の長は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、施設を有する機関の長は、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ①施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
 - ②保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑤生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - ⑥生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法(オートクレープ処理、薬剤による消毒等)により確実に不活化すること。
 - ⑦紛失、事故、災害等が起こった場合の警察、消防、海上保安部署(臨海部に限る)等への通報体制を整備すること。
 - ⑧都道府県警察、文部科学省等関係機関の求めに応じて情報提供を行うとともに、上記関係機関と連携して自主警戒の強化に努めること。
 - ⑨武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室
 電話 03-6734-4113 FAX 03-6734-4114

1. 施設の種類

毒物劇物取扱施設(国民保護法施行令第27条第10条、第28条第2号)

2. 施設の特徴

毒物劇物営業者、特定毒物研究者または業務上取扱者が所持し、毒物または劇物を保有する施設。なお、毒物または劇物は、人や動物が飲んだり、触れたり、吸い込んだりした場合、生理的機能に急性的な危害を与える。

※施設のうち、毒物においては20トン程度、劇物においては200トン程度貯蔵している施設は特に安全確保に留意すべき生活関連等施設に該当すると考える。また、住宅街の中心にある施設や特に毒性が強い毒物を取り扱う等の行為を行う施設において、当該施設が破壊され毒物劇物が漏洩したときに大多数の周辺住民等への被害が懸念される場合は、貯蔵量の多寡にかかわらず、特に安全確保に留意すべきと考える。

3. 安全確保の留意点

武力攻撃事態等において的確かつ迅速に安全を確保するために、平素より安全確保の措置等を準備するにあたって留意すべき事項を下記に定める。なお、準備に当たっては、まず、今ある毒物劇物の保管または取り扱う設備や危害防止規定のマニュアルを見直し、施設の破壊等を目的とした人物の不法侵入を防ぐ措置や複数の設備等が同時に破損する事態などの武力攻撃事態等や武力攻撃災害を念頭に、現在の設備やマニュアルに不足がないか検討し、順次、必要な事項の追加や修正を行うことを推奨する。

○武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭ににおいた説部に関する事項

- ・毒物劇物の保管または取り扱う設備を敷地境界線から離れたところに配置する。
 ※漏洩時になるべく事業場外に漏れないように配慮
 ※不審者に容易に見つけられ、盗取等されないよう配慮
- ・毒物劇物の保管または取扱う設備には施錠および柵を設ける等を行い不審な人物が侵入できないようにする。
- ・複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合に事業場外へ流出しないよう措置を講ずる。
 ※漏洩した毒物劇物を収容する設備(防液堤や排液処理設備)などの設置
- ・複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合、応急措置を行うために必要な中和剤および措置を行う者のための保護具等を準備する。
 ※保護具は、複数の設備が破損した場合を想定し、十分な数を準備
 ※中和剤は、必要に応じ関係他社と協力体制を構築し、緊急時に十分な量を確保できる手段を整備
 ※土嚢(漏出のせき止め)、ビニールカバー(飛散を防ぐため)や空容器(漏洩した毒劇物を回収するため)等災害の拡大を防止するための部材等を準備
 ※反応副生成物による被害が想定される場合においては、反応副生成物に対する保護具等の準備
- ・上記の諸措置の実施計画を立て、実施する。

○武力攻撃事態における毒物劇物を取扱う設備等の管理体制に関する事項

- ・毒物劇物の保管または取扱う設備への出入りや鍵の管理体制を整備する。
- ・施設内の毒物劇物の種類と保有量について把握体制を整備する。
 ※管理台帳、または事業計画等での日単位の物量管理などからの把握方法や体制の整備
 ※夜間や休日など現場担当者がいない場合でもどの設備にどの毒劇物があるか確認できるよう現場事務所以外の守衛所等にも情報提供
 ※毒劇物の種類と大まかな量について、消防機関、都道府県警察や自治体(県庁担当部局や保健所等)にも情報提供
- ・毒物劇物を取扱う設備の安全装置等が非常時に適切に機能するよう点検の実施体制を整備する。
- ・武力攻撃災害を回避するための毒物劇物を取扱う設備の緊急停止、毒物劇物の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。
- ・毒劇物の輸送時における武力攻撃災害を回避するため、輸送経路が武力攻撃の危機にさらさ

れている場合に当該経路の毒劇物の輸送を最小限になるよう体制を検討する。

- ・海上輸送の場合においては、毒劇物輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。

- ・施設全体の警備体制を整備する。

※施設への出入りに身分や携帯物の確認や毒物劇物施設の重点的な巡回の実施に関するマニュアルを整備。必要に応じ、防犯カメラ等の設備について検討

※平素から自治体(県庁担当部局や保健所等)、都道府県警察等との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める

- ・上記の諸措置に関して、必要に応じ、訓練・教育計画を立て、実施する。

※訓練計画は、消防機関、都道府県警察や自治体(県庁担当部局や保健所等)と相談して作成するとともに、訓練を実施するに当たっては、消防機関、都道府県警察や自治体(県庁担当部局や保健所等)と相談しつつ、周辺住民への参加も呼びかけて実施

- ・上記の諸措置に関する整備計画を立て、実施する。なお、武力攻撃事態に限らず、平素より実施可能なものは、現行の危害防止規定に当該規定を盛り込み、平素より実施する。

○武力攻撃災害時の応急措置体制に関する事項

- ・通報体制を整備する

※消防機関、都道府県警察、海上保安部等注1(臨海部に限る。)、自治体(県庁担当部局や保健所等)、事務所内関係者や周辺住民等への通報体制および連絡先一覧の作成

注1：海上保安部等とは海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署をいう。以下同じ

※災害現場に立ち会ったものが速やかに連絡できるよう、連絡先一覧を関係者に周知するとともに、事業場の見えやすいところに掲げる、特に、拡散しやすい毒物劇物など(ガス状のものや揮発性の高いもの、あるいは水と反応し有毒ガスを発生するものなど)、災害時に処置を行う間もなく周辺住民への危害が及ぶ恐れのある毒物劇物を保有している施設については、災害と同時に消防機関、都道府県警察、海上保安部等(臨海部に限る。)、自治体(県庁担当部局や保健所等)に連絡を取る体制やマニュアル等を整備

※消防機関、都道府県警察、海上保安部等(臨海部に限る。)、自治体(県庁担当部局や保健所等)に連絡する場合に、災害を受けた施設の毒物劇物が何であるか、毒性の程度、応急措置に必要な装備や被害者の応急措置等が説明できるようMSDS等を連絡先一覧とセットで用意しておく。同時に被災者の応急措置や被災物質等に関する問い合わせに対応できる者の連絡先を登録できるよう、関係者の連絡先一覧を準備

※災害現場が混乱して通報ができない場合も想定し、災害現場以外の、例えば守衛所等からでも通報ができるよう必要な情報を共有

- ・応急措置体制を整備する

※毒物劇物の保管または取扱う施設からの毒物劇物の流出時における応急措置体制と方法

- ・避難体制を整備する。

※関係者および関係者以外の避難体制、避難経路、避難場所の設定をマニュアルに定める

- ・被害の拡大防止体制を整備する。

※周辺住民の避難・対応方法等をマニュアルに定める。なお、当該マニュアルは消防機関や自治体(県庁担当部局や保健所等)と相談の上作成するとともに、周辺住民への周知に努める。

- ・上記の諸処置に関する整備計画および訓練・教育計画を立て、実施する。

○その他の留意事項

- ・上記の留意点は、緊急対処事態についても準用する。

4. 所管省庁の連絡先

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

電話 03-3595-2298 FAX 03-3593-8913

1. 施設の種類

薬局、医薬品の販売業の店舗、医薬品の製造所および医薬品の製造販売の事務所(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第8号)

2. 施設の特性

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律(以下「法」とい

う。)第44条第1項に規定する毒薬または同条第2項に規定する劇薬を貯蔵または陳列している。なお、毒薬または劇薬は、これが摂取され、吸収され、または外用された場合に、極量が致死量に近い、蓄積作用が強いため、または薬理作用が激しいため、人または動物の機能に危害を与え、または危害を与えるおそれがある医薬品である。

- ・取扱品目は多いが、取扱量は少ない。

3. 安全確保の留意点

○武力攻撃事態等の管理体制に関する事項

(法令に規定されている事項)

- ・毒薬または劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、または陳列しなければならない。(法第48条第1項)
- ・毒薬を貯蔵し、または陳列する場所には、かぎを施さなければならない。(法第48条第2項)

(その他留意すべき事項)

- ・毒薬および劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬および劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、極限等を明らかにしておくこと。(平成13年4月23日医薬局長通知 医薬発第418号)
- ・毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払い簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。(同上)
- ・劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失および不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。(同上)
- ・平素から厚生労働省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める。
- ・事案発生時の連絡通報体制を確立する。
- ・武力攻撃災害等を回避するため、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。

○武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項

- ・揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体(保健所等)、消防および警察、海保(臨海部に限る)に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。
- ・接種・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送などの対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講ずること。
- ・問うな・流出等を防ぐための措置を可能な限り講ずるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。

○その他留意事項

- ・毒物または劇物を取扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、毒素または生物剤を取扱う製造所等においては、毒素または生物剤の安全確保の留意点を参考にすること。
- ・毒劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。

4. 所管省庁の連絡先

厚生労働省医薬局総務課

電話 03-5253-1111(2712) FAX 03-3591-9044

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

電話 03-5253-1111(2739) FAX 03-3597-9535

厚生労働省医薬局医薬安全対策課

電話 03-5253-1111(2749) FAX 03-3508-4364

1. 施設の種類

細菌兵器(生物兵器)および毒素兵器の開発、生産および貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤および同条第2項に規定する毒素を取扱う施設(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10

号)。

2. 施設の特性

- (1)細菌兵器(生物兵器)および毒素兵器の開発、生産および貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤および同条第2項に規定する毒素(以下「生物剤等」という。)を保有している施設。
- (2)対象となる生物剤は、人または家畜に対して病原性を有しているもので厚生労働省国民保護計画別添に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1)生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類(以下「BSL」という。)等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること。(厚生労働省国民保護計画別添に掲げる病原体等のBSLおよびBSLに応じた措置については、国立健康危機管理研究機構病原体等安全管理規定に準拠すること)。
- (2)生物剤等を保有している施設の管理者は、平素から巡回等により施設の自主的な警備に努めるとともに、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ①施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
 - ②保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑤生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - ⑥生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法(オートクレープ処理、薬剤による消毒等)により確実に不活化すること。
 - ⑦紛失、事故、災害等が起こった場合の警察、消防、海上保安部署(臨海部に限る)等への通報体制を整備すること。
 - ⑧武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

【国立健康危機管理研究機構についての連絡先】

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課国立健康危機管理研究機構支援室
電話 03-3595-3308 FAX 03-3581-6251

【診療所についての連絡先】

厚生労働省医政局総務課
電話 03-3595-2189 FAX 03-3501-2048

【病院についての連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課
電話 03-3595-2194 FAX 03-3503-8562

【医薬品産業についての連絡先】

厚生労働省医政局医薬産業振興・医薬情報企画課
電話 03-3595-2421 FAX 03-3507-9041

【衛生検査所についての連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課医療関係サービス室
電話 03-3595-2194 FAX 03-3507-9041

【保健所・地方衛生研究所についての連絡先】

厚生労働省健康・生活衛生局健康課地域保健室
電話 03-3595-2190 FAX 03-3503-8563

【ワクチン・抗毒素についての連絡先】

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

電話 03-3595-2257 FAX 03-3581-6251

【医薬品製造所に関する連絡先】

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

電話 03-3595-2431 FAX 03-3597-9535

1. 施設の種類の種類

医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第1項に規定する毒薬または同条第2項に規定する劇薬の取扱施設(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第8号)

2. 施設の特性

医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第1項に規定する毒薬または同条第2項に規定する劇薬を貯蔵または陳列している。

3. 安全確保の留意点

○武力攻撃事態等の管理体制に関する事項

(法令に規定されている事項)

- ・ 毒薬または劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、または陳列しなければならない。(医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律第48条第1項)
- ・ 毒薬を貯蔵し、または陳列する場所には、かぎを施さなければならない。(医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律第48条第2項)

(その他留意すべき事項)

- ・ 毒薬および劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬および劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。
- ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。
- ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失および不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。
- ・ 平素から農林水産省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒態勢の強化に努めること。
- ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立すること。
- ・ 武力攻撃災害等を回避するための、毒薬および劇薬を取り扱う施設の停止、毒薬および劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備すること。

○武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項

- ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体(保健所等)、消防、警察および海上保安部署(臨海部に限る)に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知すること。
- ・ 摂取・吸引等による中毒症状については、応急措置・病院搬送など対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講ずること。
- ・ 可能な限り、盗難・流出等を防ぐための措置を講ずるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。

○その他留意点

- ・ 毒物または劇物を取り扱う製造所等においては、毒物劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、生物剤または毒素を取り扱う製造所等においては、生物剤または毒素の安全確保の留意点を参考にすること。
- ・ 毒薬および劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。

4. 所管省庁の連絡先

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
電話 03-3502-8701 FAX 03-3502-8275

1. 施設の種類の種類

細菌兵器(生物兵器)および毒素兵器の開発、生産および貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条約

等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤および同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）

2. 施設の特性

- (1) 細菌兵器(生物兵器)および毒素兵器の開発、生産および貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤および同条第2項に規定する毒素(以下、「生物剤等」という。)を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人または家畜に対して病原性を有しているもので農林水産省・林野庁・水産省国民保護計画別紙1に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱に当たっては、そのレベル分類(以下「BSL」という。)等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること(農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画別紙1に掲げる病原体等のBSLに応じた措置については、国立健康危機管理研究機構病原体等安全管理規定に準拠すること。)
- (2) 生物剤等を保有している施設の管理者は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ① 施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適正に生物剤等を保管すること。
 - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④ 平素から自主的な巡回の実施等、施設の警備に努めること。
 - ⑤ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑥ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - ⑦ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法(オートクレープ処理による滅菌、薬剤処理等により確実に不活化すること。
 - ⑧ 紛失、事故、災害等が起こった場合の警察、消防、海上保安部署(臨海部に限る)等への通報体制を整備すること。
 - ⑨ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

農林水産省消費・安全局食品安全政策課
電話 03-6744-0490 FAX 03-3597-0329

<p>1. 施設の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所(最大出力5万キロワット以上) ・変電所(使用電圧10万ボルト以上) (国民保護法施行令第27条第1号) <p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所：電気を発生している電力供給の根幹施設。一般に、火力発電所は海岸に立地していることが多く、水力発電所は山中に立地していることが多い。 ・変電所：発電所と消費者間の中継点であり、電圧を調整している電力供給ネットワークの要の施設。 <p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設および設備の監視を徹底すること。 ・施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。 ・施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。 ・施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合は、速やかに警察等へ通報すること。 ・非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。 ・業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。 ・施設および設備に関する不法行為ならびにその関連情報および不審情報に関する社内連絡および警察への通報を徹底すること。 ・平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。 <p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p>経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課 電話 03-3501-1746 FAX 03-3501-3675</p> <p>経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ電力安全課 電話 03-3501-1742(内線4821) FAX 03-3580-8486</p>
<p>1. 施設の種類</p> <p>ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー(国民保護法施行令第27条第2号)</p> <p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃性である都市ガスまたは都市ガスの原料を取り扱っている。 ・ガスホルダーは市街地に設置されていることが多い。 <p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設がある事業所には、構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、柵、塀、有刺鉄線または生け垣等を設け、かつ、構内のガス工作物に近づくことを禁止する旨の表示をする等、施設の管理を徹底すること。 ・ガス工作物の技術上の基準を定める省令(平成12年通商産業省令第111号)第6条に定める離隔距離を有すること。 ・施設の規模に応じて、適切な防消火設備を適切な箇所に設けること。 ・施設の付近に設置する電気設備は、その設置場所の状況および当該施設の扱うガスの種類に応じた防爆性能を有すること。 ・施設の外面から火気を取り扱う設備に対して適切な距離を有すること。 ・施設の管理者は、施設の維持・運用のために、定期的に巡視、点検を行うこと。 ・遠隔操作弁を設ける等、必要に応じてガスを安全に遮断および放出ができるよう措置を講ずること。 ・施設に対する不法行為ならびにその関連情報および不審情報に関する社内連絡および警察への通報手順・体制を整備しておくこと。 ・平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。 <p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p>経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課 電話 03-3501-1746 FAX 03-3501-3675</p>

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループガス安全室
電話 03-3501-4032 FAX 03-3501-1856

1. 施設の種類
高圧ガスの製造所(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号)
2. 施設の特徴
・爆発性または毒性を有する高圧ガスを製造している。
3. 安全確保の留意点
・高圧ガスの製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
・施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。
・施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、管理を徹底すること。
・不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
・可燃性ガスおよび毒性ガスの製造を行う大規模施設の設備には、保安上重要な箇所に、適正な手順以外の手順による操作が行われることを防止するための設備を設ける等の措置を講じること。
・非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
・平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。
4. 所管省庁の連絡先
経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室
電話 03-3501-1511(内線4951) FAX 03-3501-2357

1. 施設の種類
高圧ガス貯蔵所(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号)
2. 施設の特徴
・爆発性または毒性を有する高圧ガスを貯蔵している。
3. 安全確保の留意点
・高圧ガスの貯蔵を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
・施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。
・施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
・不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
・非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
・平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。
4. 所管省庁の連絡先
経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室
電話 03-3501-1511(内線4951) FAX 03-3501-2357

1. 施設の種類
火薬庫(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号)
2. 施設の特徴
・爆発性を有する火薬類を貯蔵している。
3. 安全確保の留意点
・火薬庫は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
・火薬庫の周囲は土堤等で囲むこと。
・貯蔵施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
・不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
・火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。

- ・非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。
- ・平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官付
電話 03-3501-1511(内線4961) FAX 03-3501-6565

1. 施設の種類

火薬類の製造所(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号)

2. 施設の特性

- ・爆発性を有する火薬類を製造している。

3. 安全確保の留意点

- ・火薬類の製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・施設および設備の監視を徹底すること。
- ・火薬類の製造を行う区域の周囲には、関係者以外が立ち入ることができないよう、境界柵を設置すること。
- ・施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・外部から施設内への侵入に対する監視装置、施錠等の管理を強化、徹底すること。
- ・不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・製造作業終了後、火薬類の製造作業を行う建築物内に、火薬類をやむを得ず存置する場合には、見張りを置く等の措置を講ずること。
- ・火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。
- ・非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。
- ・平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官付
電話 03-3501-1511(内線4961) FAX 03-3501-6565

1. 施設の種類

高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第9号)

2. 施設の特性

- ・LNGタンク、発電機の水素冷却用のタンクには可燃性ガスが、脱硝用のアンモニアタンクには刺激性ガスが高圧ガスの状態で貯蔵されており、設備の損壊等において周囲に多大な損害を与える可能性がある。

3. 安全確保の留意点

- ・施設および設備の監視を徹底すること。
- ・施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・外部から施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。
- ・業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・施設および設備に関する不法行為ならびにその関連情報および不審情報に関する社内連絡および警察への通報を徹底すること。
- ・平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。
- ・国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課
電話 03-3501-1746 FAX 03-3501-3675
経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ電力安全課

電話 03-3501-1742(内線4821) FAX 03-3580-8486

1. 施設の種類

生物剤および毒素取扱施設(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第10号)

2. 施設の特徴

- ・危険度の高い生物剤および毒素(経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁国民保護計画別表参照)を保有している。
- ・公的研究機関や企業の研究所等、生物剤および毒素を用いた研究を実施する機関である。

3. 安全確保の留意点

- ・国立健康危機管理研究機構病原体等安全管理規定における病原体等のレベル分類に準じた安全設備を整備するとともに、同規定に基づいた運営の実施を図ること。
- ・安全管理委員会の設置および生物剤および毒素の管理責任者等の選任等により、責任の所在を明確化すること。
- ・保有する生物剤および毒素については、施錠された冷蔵庫、冷凍庫において適切に管理すること。あわせて、台帳等により適切に記録を管理し、保有状況を日常的に把握しておくこと。
- ・生物剤および毒素の譲渡・譲受の際の台帳管理、所内における所定の承認手続の実施、身元確認の徹底等を図ること。
- ・生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法(オートクレーブ処理、薬剤による消毒等)により確実に不活性化すること。
- ・紛失、事故、災害等が発生した場合の警察、消防等への通報体制を整備すること。
- ・防犯設備の設置や構内・施設内パトロールの実施等により、防犯対策を徹底すること。
- ・平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省製造産業局生物化学産業課
電話 03-3501-8625 FAX 03-3501-0197

1. 施設の種類

毒性物質取扱所(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第11号)

2. 施設の特徴

- ・化学兵器の禁止および特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)に定める毒性物質(特定物質、第一種指定物質、第二種指定物質の3種に分類される)を取り扱っている。
- ・このうち、第二種指定物質の取扱施設は、主に、化学工場であって臨海部に立地している。

3. 安全確保の留意点

- ・化学兵器禁止法で規定されている措置を徹底すること。
- ・施設内に除害のための中和剤等を備え付けること。
- ・緊急時にプラント停止が直ちにできるよう、手順・体制を整備しておくこと。
- ・緊急時の連絡体制を確保すること。
- ・施設および設備の監視を徹底すること。
- ・平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の整備に努めること。
- ・国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室
電話 03-3580-0937 FAX 03-3580-7319

<p>1. 施設の種類 水道事業、水道用水供給事業の用に供する取水、貯水、浄水のための施設または配水池(国民保護法施行令第27条第3号)</p> <p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民が直接口にする飲料水を供給する。 ・水道施設は取水施設から給水末端まで広範囲にわたる。 <p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。 ・水源の監視を強化すること。 ・水道施設の防護対策を確認すること。 ・バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。 ・当該施設への来訪者、出入業者の管理を徹底すること。 ・備品、薬品等の管理を徹底すること。 ・施設関係図面等の管理を徹底すること。 ・一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努めること。 ・緊急時における関係者に対する連絡体制を確認すること。 ・給水停止措置等や緊急対応の指揮命令系統を確認すること。 ・応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確認すること。 <p>4. 連絡先 国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室 電話(代表) 03-5253-8111(内線34433、34439) FAX 03-5253-1599 (直通) 03-5253-8220</p>

<p>1. 施設の種類 鉄道施設、軌道施設(国民保護法施行令第27条第4号)</p> <p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになる恐れがある。 ・人流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼす恐れがある。 <p>3. 安全確保の留意点 (共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。 ・平素から都道府県警察、消防機関、県警地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒態勢の強化に努めること。 <p>(平素からの備え)</p> <p>①事案発生時の連絡通報体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との緊急連絡体制の確認、各事業所内での連絡・指示体制の確認を行うこと。また、適宜、連絡訓練を行うこと。 <p>②避難経路の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等の避難経路の確認を行うこと。また、適宜、避難訓練を行うこと。 <p>(武力攻撃事態等における留意点)</p> <p>①自主警戒の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県警察等との緊密な連絡の下、駅係員・ガードマン等による巡回警備や防犯カメラによる監視体制の強化を行うこと。特に新幹線の駅については、重点的に巡回警備等の実施を行うこと。 ・ごみ箱の集約・撤去を行うこと。 <p>②利用者等への協力要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に対し、電子掲示板・放送等により、不審物・不審者発見に係る注意喚起・協力

要請を行うこと。

③施設の適切な管理

- ・武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の利用停止などの措置を講ずること。
- ※なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省鉄道局総務課危機管理室

電話(代表) 03-5253-8111(内線40182、40183) FAX 03-5253-1634

(直通) 03-4416-5119

1. 施設の種類

水域施設、係留施設(国民保護法施行令第27条第7号)

2. 施設の特性

- ・多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものとなる恐れがある。
- ・人流、物流の重要な拠点であり、使用ができなくなると国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

(共通事項)

- ・係留施設および係留施設と一体的に利用される荷さばきの用に供する施設、旅客の乗下船の用に供する施設を含めて安全確保に留意すること。
- ・関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・平素からの都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

(平素からの備え)

①事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと。

②自主警戒の強化に関する備え

- ・定期点検等により、埠頭施設内の通信設備、照明設備等の機能が武力攻撃事態等において適正に使用できることを確認しておくこと。

③施設の管理に関する備え

- ・蔵置された貨物等のうち、危険物については管理責任者および内容と蔵置場所を把握しておくこと。
- ・水域施設については、船舶の利用に支障ができないよう必要な水深および幅員を確保しておくこと。
- ・利用者等の避難経路の確認を行うこと。
- ・常時防災備蓄倉庫等に救命胴衣、拡声器等武力攻撃事態等において必要な資機材を利用可能な状態にしておくこと。

(武力攻撃事態等における留意点)

①自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・避難住民や緊急物資の運搬拠点として適正に機能することを確保するため、不審な船舶、不審な貨物、不審者および不審車両が水域施設および係留施設に紛れ込まないように巡視・監視または出入り管理をするとともに貨物の適正な管理をするなど必要な措置を講ずること。

②利用者への協力要請

- ・不要不急の船舶の航行の自粛要請を行うこと。

③その他

- ・船舶や港湾施設利用者との間の連絡手段を確保すること。

※なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省港湾局海岸・防災課危機管理室

電話(代表) 03-5253-8111(内線46283) FAX 03-5253-1654
(直通) 03-5253-8070

1. 施設の種類

滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設(国民保護法施行令第27条第8号)

2. 施設の特性

- ・多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになる恐れがある。
- ・人流、物流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼす恐れがある。

3. 安全確保の留意点

(共通事項)

- ・安全確保にあたっては、各管理者および関係機関と密接な連携のもと、生活関連等施設を含めた空港の一体的な安全確保に留意すること。
- ・関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

(平素からの備え)

①事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと(海域に面している空港については、管区海上保安本部との連絡体制の確認も行うこと。)

②施設の管理に関する備え

- ・利用者等の避難経路の確認を行うこと。
- ・常時、当該空港に乗り入れる航空機材に対応した消火・救難体制を整備すること。

(武力攻撃事態等における留意点)

①自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・空港の敷地内においては、職員等による巡回警備を徹底し、センター等による監視体制を強化すること(必要に応じて、敷地周辺を含めた監視体制の強化を行うこと。)
- ・航空保安対策基準等に従い、保安検査など航空保安対策を適切に講じること。
- ・制限区域への出入口については可能な限り限定し、職員等による監視を行うとともに不審な者については、身分確認、携行品の確認を行うこと。また、ゲート付近では夜間の照明を行うこと。
- ・ごみ箱の集約・撤去を行うこと。

②住民等への協力要請

- ・旅客や空港周辺の住民等に対する不審者・不審物発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。

③施設の適切な管理

- ・武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の供用停止などの措置を講ずること。
- ※なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省航空局

(滑走路等、旅客ターミナル施設)

総務課危機管理室

電話(代表) 03-5253-8111(内線48179) FAX 03-5253-8700

(直通) 03-5253-8700

(航空保安施設)

交通管制部交通管制企画課

電話(代表) 03-5253-8111(内線51123) FAX 03-5253-1663

(直通) 03-5253-8739

1. 施設の種類

ダム(国民保護法施行令第27条第9号)

2. 施設の特性

- ・大量の水を蓄えており、破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大となる恐れがある。
- ・生活用水等を貯えているダムが破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼす恐れがある。

3. 安全確保の留意点

(共通事項)

- ・関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

(平素からの備え)

- ・市町村等の協力による幅広い情報収集体制の確保
- ・警察署および消防署と連携した不審物の早期発見・処理、挙動不審者の発見
- ・点検・巡視時における不審物等への特段の注意
- ・ダム管理庁舎および堤体監査廊等の出入口における施錠および入退室のチェック体制の強化
- ・危機管理上重要となるダム放流設備等の入念な点検および監視カメラによる監視の強化
- ・関係機関と連携した水質事故対策実施体制の強化
- ・その他各施設等の特性に応じた対策の実施

(武力攻撃事態等における留意点)

- ・関係機関への緊急情報の連絡
 - ・関係機関と連携した不審物の処理
 - ・関係機関への挙動不審者の迅速な通報
 - ・関係機関への協力要請
 - ・ダム下流への警報および緊急的な貯水位の低下の実施(時間的な余裕がある場合に限る)
- ※なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室ダム管理係
電話(代表) 03-5253-8111(内線35494) FAX 03-5253-1603
(直通) 03-5253-8449

<p>1. 施設の種類の 放射性同位元素の許可届出使用者等(国民保護法施行令第28条第7号)</p> <p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素またはまたは放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物(以下「放射性同位元素等」という。)を取り扱っている。放射性同位元素等は、ダーティボムの材料として悪用されたり、遮蔽を破壊することにより放射性障害を引き起こすなどの危険性が想定される。 ・事業所毎に取り扱う放射性同位元素等の種類、量、使用目的、使用方法等が多様である。 ・医療機関等、不特定多数の者が利用する施設が存在する。 (※ダーティボム(汚い爆弾)：通常の爆弾に放射性物質を合体させて爆発させ、放射性物質を飛散させる爆弾) <p>3. 安全確保の留意点</p> <p>(1)放射性同位元素等規制法(注)に定める許可届出使用者および許可廃棄業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素等規制法等に基づき適切な取扱いおよび管理を実施する観点から以下の点について特に留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①施設の出入口、放射性同位元素等の保管室および保管容器等の施錠管理の徹底 ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底 ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底 ④管理区域に出入りする場合の物品の持ち込みおよび持ち出しの管理の徹底 ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れおよび払出しに関する管理の徹底 ⑥事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁および治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認 ⑦原子力の研究、開発及び利用における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、放射線障害の防止に関し、業務の改善、教育訓練の充実その他の必要な措置を講ずること。 (注)放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号) <p>(2)放射性同位元素等規制法に定める特定放射性同位元素を取り扱う事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素等規制法に基づく防護対象となる特定放射性同位元素を取り扱う事業者においては、(1)に加え、特定放射性同位元素防護規程に基づく特定放射性同位元素の防護措置を確実に行うとともに、特に以下の点について徹底すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との平素からの緊密な情報交換 ②放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為発生時における事業所内、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認 ③防護区域等の監視の実施 ④防護区域等への人の出入管理及び本人確認 ⑤特定放射性同位元素の防護設備の点検及び整備 ⑥特定放射性同位元素の防護措置に係る情報の管理 ⑦その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備 ⑧原子力の研究、開発及び利用における最新の知見を踏まえつつ、特定放射性同位元素の防護に関し、業務の改善、教育訓練の充実その他の必要な措置を講ずること。 <p>(3)放射性同位元素等規制法に定める表示付認証機器使用者ならびに許可届出使用者、届出販売業者、届出貸業者および許可廃棄業者から運搬を委託された者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁および治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認 <p>4. 所管省庁の連絡先 原子力規制庁放射線規制部門 電話 03-5114-2155</p>	<p>1. 施設の種類の 製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再</p>
--	---

処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料物質および核原料物質の使用施設等、事業者等から運搬を委託された者および受託貯蔵者(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第5号および第6号)

2. 施設の特性

- ・核原料物質、核燃料物質、使用済燃料、使用済燃料から分離された者またはこれらによって汚染された物を取り扱っている。
- ・原子力施設で防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合には、原子炉等規制法(注)において、施設内の核物質の盗取等の不法移転や施設内の重要機器等の妨害破壊行為による放射性物質の外部放出に対する防護のために核物質防護規定を定めることとされ、必要な防護措置(防護区域等の設定、出入管理、監視装置の設置、見張り人の巡視等)等を講ずべきことが義務付けられている。

(注)核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)

3. 安全確保の留意点

- (1)事業者等および受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく危険時の措置等を遵守するとともに、武力攻撃事態等および緊急処理事態における事業所、原子力規制庁および治安当局等の関係機関への通報連絡体制を整備・確認すること。
- (2)原子炉等規制法に基づく防護対象特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、(1)に加え、核物質防護規定に基づく買入物質防護を確実に行うとともに、特に以下の点について徹底すること。
 - ①原子力規制庁および治安当局等の関係機関との平素からの緊密な情報交換
 - ②武力攻撃事態等および緊急処理事態における事業所内、原子力規制庁および治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認
 - ③防護区域等の巡視および監視の実施
 - ④防護区域等への人の出入管理
 - ⑤核物質防護設備の点検および整備
 - ⑥特定核燃料物質の管理
 - ⑦その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検および整備
- (3)訓練等を通じ、平時から有事へスムーズに対応が移行できることを確認すること。
- (4)施設および設備の監視を徹底すること。
- (5)平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- (6)国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。
- (7)事業者等から運搬を委託された者は、危険時の措置、原子炉等規制法に基づく技術上の基準を順守すること。特に、核燃料物質等の盗取や妨害破壊行為を防止する観点から、特に以下の点に留意すること。
 - ①武力攻撃事態等および緊急処理事態における事業所内、原子力規制庁および治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認

4. 所管省庁の連絡先

原子力規制庁緊急事案対策室
電話 03-5114-2121 FAX 03-5114-2183
原子力規制庁核セキュリティ部門
電話 03-3581-3352

資料 17 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(救援の程度及び方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九号各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、一人一日当たり三百六十円以内とすること。

ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

二 長期避難住宅

収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を供与し、これに収容することができることとし、建設して供与するもの（以下「長期避難建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「長期避難賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 長期避難建設型応急住宅

(1) 長期避難建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これらを適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

(2) 一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、七百八万九千円以内とすること。

(3) 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。

(4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等で

あつて日常の生活上特別な配慮を要する複数の者を収容する施設をいう。)を長期避難建設型応急住宅として設置できること。

(5) 長期避難建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。

(6) 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第一項本文、第三項から第五項並びに景観法(平成十六年法律第百十号)第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第三百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条及び第八条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

(7) 長期避難建設型応急住宅の供与終了に伴う長期避難建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 長期避難賃貸型応急住宅

(1) 長期避難賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。

(2) 長期避難賃貸型応急住宅は、救援の指示を受けた日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。

(3) 長期避難賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とすること。

三 応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて自らの資力では住家を得ることができないものに、建設して供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。))又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

前号イ(1)から(6)までの規定は、建設型応急住宅に準用する。

ロ 賃貸型応急住宅

前号ロ(1)から(3)までの規定は、賃貸型応急住宅に準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千三百九十円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 被服、寝具及び身の回り品
- ロ 日用品
- ハ 炊事用具及び食器
- ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	二万三百円	二万六千円	三万八千七百円	四万六千二百円	五万八千五百円	八千五百円
冬季	三万三千七百円	四万三千五百円	六万六千円	七万九千円	八万九千三百円	一万二千三百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（医療の提供及び助産）

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。
- ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。
- ハ 次の範囲内において行うこと。
 - （1） 診療
 - （2） 薬剤又は治療材料の支給
 - （3） 処置、手術その他の治療及び施術
 - （4） 病院又は診療所への収容
 - （5） 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。
- ロ 次の範囲内において行うこと。
 - （1） 分べんの介助
 - （2） 分べん前及び分べん後の処置
 - （3） 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

（被災者の捜索及び救出）

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃

災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺(附属品を含む。)

ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十三万二千二百円以内、小人十八万五千七百円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ ロに掲げる世帯以外の世帯 七十三万九千円

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十五万八千円

(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百

三十二号) 第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 五千五百円

(2) 中学校生徒 一人当たり 五千八百円

(3) 高等学校等生徒 一人当たり 六千三百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千七百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千九百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十四万三千九百円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする
と。
- イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の捜索及び救出
 - ニ 死体の捜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする
と。

前 文〔抄〕 (平成二十六年三月三十一日内閣府告示第二十号)

平成二十六年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕 (平成二十七年三月三十一日内閣府告示第四十五号)

平成二十七年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕 (平成二十八年三月三十一日内閣府告示第百十三号)

平成二十八年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕 (平成二十九年三月三十一日内閣府告示第五百三十四号)

平成二十九年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕 (平成三十年三月三十日内閣府告示第五十二号)

平成三十年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕 (令和元年九月三十日内閣府告示第九十号)

令和元年十月一日から適用する。

前 文〔抄〕 (令和四年三月三十一日内閣府告示第三十八号)

令和四年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕 (令和五年三月三十一日内閣府告示第三十七号)

令和五年四月一日から適用する。

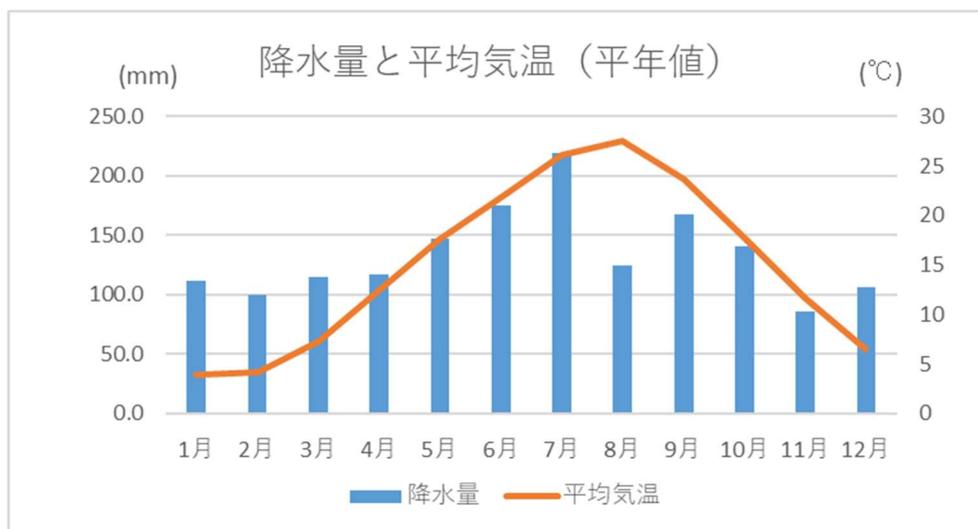
前 文〔抄〕 (令和七年四月十五日内閣府告示第八十九号)

令和七年四月十五日から適用する。

資料 19 平年値および平成 17 年(2005 年)から令和 6 年(2024 年)までの各年の観測値

区分	気温 (°C)			相対湿度 (%)		風速 (m/s)		降水量 (mm)		降水日数 0.5mm以上	降雪量 (cm) 合計(※)	
	平均	最高	最低	平均	最小	平均	最大風速	年合計	日最大降水量			
平年値	15.0	19.1	11.5	74		3.0		1610.0		150.6	81	
平成17(2005)年	14.8	34.8	-4.0	74	11	2.9	13.7	1423.5	126.0	148	92	
平成18(2006)年	14.7	35.0	-4.3	76	14	2.8	12.8	1661.5	76.5	147	140	
平成19(2007)年	15.2	35.7	-2.7	73	12	2.7	14.4	1473.5	82.0	153	17	
平成20(2008)年	15.0	36.7	-2.8	75	9	2.7	14.5	1474.0	78.5	158	84	
平成21(2009)年	15.0	35.4	-1.8	73	20	2.8	15.5	1402.0	58.5	140	38	
平成22(2010)年	15.3	35.9	-2.0	74	17	2.7	13.4	1858.0	101.0	153	40	
平成23(2011)年	15.0	35.9	-3.9	74	14	2.6	15.9	1800.5	117.5	147	105	
平成24(2012)年	14.8	35.8	-3.8	74	11	3.0	16.6	1737.5	65.5	155	127	
平成25(2013)年	15.1	36.2	-3.7	72	12	3.0	16.6	1492.0	102.5	140	102	
平成26(2014)年	14.9	37.7	-2.5	72	13	3.1	14.9	1449.5	79.5	151	63	
平成27(2015)年	15.5	35.9	-2.7	73	17	3.0	14.8	1784.0	100.5	154	101	
平成28(2016)年	15.8	35.3	-5.4	73	20	2.9	16.8	1628.5	65.0	143	52	
平成29(2017)年	14.8	35.6	-2.4	73	18	3.0	19.6	1895.0	200.0	161	156	
平成30(2018)年	15.7	36.8	-4.2	75	22	2.9	24.9	1863.0	177.5	146	83	
平成31(2019)年	15.8	36.9	-1.9	75	19	2.9	19.4	1398.5	100.0	153	15	
令和 2(2020)年	15.8	36.3	-1.4	76	22	2.9	14.7	1862.5	81.5	153	9	
令和 3(2021)年	15.7	36.7	-4.3	76	9	2.9	14.2	1803.5	118.5	141	66	
令和 4(2022)年	15.7	36.8	-2.2	76	19	2.9	14.9	1426.0	111.0	135	209	
令和 5(2023)年	16.3	37.3	-4.7	75	18	2.9	16.4	1442.0	102.0	144	37	
令和 6(2024)年	16.7	37.3	-2.4	76	19	3.0	15.0	1803.5	116.5	140	42	
令和 6年 (2024年)	1月	5.1	8.3	1.6	79	44	3.4	14.6	101.5	18.5	16	38
	2月	6.6	10.0	3.9	77	40	3.7	11.2	90.5	18.5	13	-
	3月	7.2	11.0	3.6	76	36	3.6	15	201.5	49.0	16	4
	4月	15.3	20.0	11.3	75	27	2.4	13.5	170.0	41.0	10	-
	5月	17.7	22.7	13.4	74	19	3.1	11.3	165.0	79.5	12	-
	6月	22.9	27.5	18.9	76	27	2.3	12.1	287.5	80.5	14	-
	7月	27.8	32.4	24.6	80	40	2.4	11.9	346.0	116.5	12	-
	8月	29.1	34.0	25.8	75	45	2.7	9.5	118.5	37.5	9	-
	9月	27.5	31.8	24.1	75	42	2.4	10.3	75.5	26.5	7	-
	10月	20.5	24.7	17.0	78	25	2.7	13.4	160.5	34.5	11	-
	11月	13.5	17.3	9.7	74	37	3.5	10.9	117.5	57.5	8	-
	12月	6.6	10.1	3.5	73	39	3.6	13.8	69.5	36.0	12	1

資料：彦根地方気象台提供 ・観測値・平年値：彦根地方気象台の値 ・平年値：統計期間1991年～2020年
 ※ 降雪量の合計は寒候年です。寒候年とは、前年8月1日から当年7月31日までの期間のことです。
 例えば、2022年寒候年は2021年8月1日から2022年7月31日までの期間を示します。



地区名	名称	階数	収容人員	使用場所
佐和山	彦根市市民交流センター	2	100	施設（東山児童館含む）
河瀬	彦根市人権・福祉交流会館	2	190	施設
亀山	彦根市役所亀山出張所	2	40	施設
城北	彦根市北老人福祉センター	2	330	施設
城南	ひこね市文化プラザ	4	1,080	メッセホール、エコーホール（ロビー）、グランドホール（ロビー）他
城北	私立近江高等学校	2	980	体育館
佐和山	私立彦根総合高等学校	3	840	教室（B棟）、体育館、武道館
稲枝東	聖泉大学	2	1,280	体育館
城陽	滋賀県立大学	2	750	体育館（1階）
城北	滋賀大学	3	480	体育館（2階）
城東	彦根商工会議所	4	130	施設（4階）
城東	彦根勤労福祉会館	4	200	施設（2階以上）
城北	千松会館	2	50	施設
城陽	三津屋町民会館	2	90	施設
河瀬	東びわこ農業協同組合本店	2	40	施設（2階）
稲枝東	稲枝商工会館	2	120	施設
稲枝北	東びわこ農業協同組合稲枝支店	2	50	施設
稲枝西	新海町公民館	2	80	施設
城西	金亀公園	—	29,200	グラウンド
金城	庄堺公園	—	16,800	グラウンド
平田	千鳥ヶ丘公園	—	3,600	グラウンド
鳥居本	鳥居本公園	—	8,400	グラウンド

2 避難施設担当割

地区名	名称	用途	施設所管部 (管理者) (人)		避難施設担当部(担当職員)			
					(人)			
城東	彦根市立城東小学校	学校	教育部	1	市民環境部	2	子ども未来部	1
城西	彦根市立城西小学校	学校	教育部	1	市民環境部	2	総務部	1
城南	彦根市立城南小学校	学校	教育部	1	市民環境部	2	都市政策部	1
城北	彦根市立城北小学校	学校	教育部	1	総務部	2	観光文化戦略部	1
佐和山	彦根市立佐和山小学校	学校	教育部	1	市民環境部	2	都市政策部	1
旭森	彦根市立旭森小学校	学校	教育部	1	市民環境部	2	産業部	1
金城	彦根市立金城小学校	学校	教育部	1	市民環境部	2	スポーツ部	1
鳥居本	彦根市立鳥居本小学校	学校	教育部	1	市民環境部	2	スポーツ部	1
河瀬	彦根市立河瀬小学校	学校	教育部	1	市民環境部	2	都市政策部	1
高宮	彦根市立高宮小学校	学校	教育部	1	市民環境部	2	子ども未来部	1
亀山	彦根市立亀山小学校	学校	教育部	1	総務部	2	スポーツ部	1
城陽	彦根市立城陽小学校	学校	教育部	1	総務部	2	企画振興部	1
稲枝東	彦根市立稲枝東小学校	学校	教育部	1	市民環境部	2	上下水道部	1
稲枝西	彦根市立稲枝西小学校	学校	教育部	1	市民環境部	2	建設部	1
稲枝北	彦根市立稲枝北小学校	学校	教育部	1	総務部	2	企画振興部	1
平田	彦根市立平田小学校	学校	教育部	1	総務部	2	観光文化戦略部	1
若葉	彦根市立若葉小学校	学校	教育部	1	市民環境部	2	産業部	1
佐和山	彦根市立東中学校	学校	教育部	1	教育部	1		
城西	彦根市立西中学校	学校	教育部	1	教育部	1		
城陽	彦根市立南中学校	学校	教育部	1	教育部	1		
鳥居本	彦根市立鳥居本中学校	学校	教育部	1	教育部	1		
稲枝北	彦根市立稲枝中学校	学校	教育部	1	教育部	1		
金城	彦根市立中央中学校	学校	教育部	1	教育部	1		
河瀬	彦根市立彦根中学校	学校	教育部	1	教育部	1		
城西	滋賀県立彦根東高等学校	学校	県教委	1	市民環境部	2		
河瀬	滋賀県立河瀬高等学校	学校	県教委	1	市民環境部	2		
城西	滋賀県立彦根翔西館高等学校第二体育館、第2グラウンド	学校	県教委	1	市民環境部	2		
河瀬	滋賀県立彦根工業高等学校	学校	県教委	1	市民環境部	2		
佐和山	滋賀県立彦根翔西館高等学校	学校	県教委	1	スポーツ部	1	総務部	1
城南	彦根市スポーツ・文化交流センター	市施設	スポーツ部	1	総務部	1	スポーツ部	1
旭森	彦根市旭森地区公民館	集会所	教育部	1	スポーツ部	1	上下水道部	1
城東	彦根市東地区公民館	集会所	教育部	1	企画振興部	1	都市政策部	1
城西	彦根市西地区公民館	集会所	教育部	1	産業部	1	総務部	1
高宮	彦根市高宮地域文化センター	市施設	観光文化戦略部	1	教育部	1		
鳥居本	彦根市鳥居本地区公民館	集会所	教育部	1	観光文化戦略部	1	子ども未来部	1
稲枝北	彦根市稲枝地区公民館	集会所	教育部	1	市民環境部	1	企画振興部	1
河瀬	彦根市河瀬地区公民館	集会所	総務部	1	都市政策部	1	スポーツ部	1
城西	彦根市立彦根幼稚園	幼稚園	子ども未来	1	子ども未来部	1		

地区名	名称	用途	施設所管部 (管理者) (人)		避難施設担当部(担当職員) (人)			
			部					
平田	彦根市福祉センター	市施設	福祉保健部	1	子ども未来部	1	福祉保健部	1
金城	彦根市中老人福祉センター	福祉施設	福祉保健部	1	福祉保健部	1		
佐和山	彦根市市民交流センター	集会所	企画振興部	1	企画振興部	1		
河瀬	彦根市人権・福祉交流会館	集会所	企画振興部	1	企画振興部	1		
亀山	彦根市役所亀山出張所	市施設	総務部	1	総務部	1	人事部	1
城北	彦根市北老人福祉センター	福祉施設	福祉保健部	1	福祉保健部	1		
城南	ひこね市文化プラザ	集会所	観光文化戦略部	1	教育部	1		
城北	私立近江高等学校	学校	民間	1	市民環境部	1	上下水道部	1
佐和山	私立彦根総合高等学校	学校	民間	1	市民環境部	2		
稲枝東	聖泉大学	学校	民間	1	市民環境部	2		
城陽	滋賀県立大学	学校	独行法	1	市民環境部	2		
城北	滋賀大学	学校	独行法	1	市民環境部	2		
城東	彦根商工会議所	集会所	民間	1	産業部	1	総務部	1
城東	彦根勤労福祉会館	集会所	民間	1	産業部	1	総務部	1
城北	千松会館	集会所	地域	1	企画振興部	2		
城陽	三津屋町民会館	集会所	地域	1	人事部	2	子ども未来部	1
河瀬	東びわこ農業協同組合本店	その他	民間	1	子ども未来部	1	観光文化戦略部	1
稲枝東	稲枝商工会館	その他	民間	1	観光文化戦略部	1	総務部	1
稲枝北	東びわこ農業協同組合稲枝支店	その他	民間	1	観光文化戦略部	1	総務部	1
稲枝西	新海町公民館	集会所	地域	1	子ども未来部	2		

資料 25 備蓄物資、調達可能物資リスト

1 市の非常用品備蓄一覧表

(1) 彦根市防災備蓄倉庫 備蓄品リスト

管理担当課：市長直轄組織危機管理課（令和7年4月1日現在）

品名	数量	品名	数量
カンパン	21,180 食	保安指示灯	20 本
アルファ化米	42,350 食	雨カップ	540 枚
お粥	14,250 食	樹脂製手押し車	3 台
粉ミルク	2,160 食	折りたたみ式手押し車	1 台
液体ミルク	2,136 食	脚立	1 脚
紙おむつ（乳児用）	11,290 枚	はしご兼用脚立	1 脚
紙おむつ（大人用）	3,358 枚	ガス炊飯器	8 台
生理用品	22,176 枚	鋳物ガスコンロ	15 台
飲料水（500ml）	106,248 本	カセット式ガスコンロ	15 台
毛布	15,630 枚	かまどセット	4 組
ヘルメット	155 個	給茶器	6 台
担架	25 台	飲料水袋	2,200 枚
救命胴着	5 着	ポリタンク 20L	20 個
パイプスコップ	23 丁	ポリバケツ 15L	6 個
バール	30 丁	トタンバケツ	20 個
掛矢	15 丁	ケトル	11 個
大ハンマー	15 丁	鍋	21 個
ツルハシ	15 丁	金タライ	10 個
トラロープ	17 巻	まな板	50 枚
ホイスト用ロープ	2 本	包丁	50 本
ブルーシート	1,800 枚	水杓	20 本
パイプテント（1張は市役所倉庫）	2 張	汁杓子	30 本
発電機	10 台	飯杓子	50 本
投光器（三脚付）	10 台	アルミボール	20 個
強力ライト	100 個	フードコンテナ	50 個
ヘッドライト	10 個	パレット（樹脂製）	4 枚
蛍光灯ランタン	16 個	紙コップ	1,500 個
ラジオ	136 個	タオル	400 枚
コードリール	20 個	防塵マスク	720 枚
拡声器	29 台	避難所用フロアシート（シートタイプ）	765 枚
仮設トイレ	101 台	避難所用フロアシート（ロールタイプ）	170 本

※新型インフルエンザ対策用備蓄品は除く

(2) 市備蓄一覧

(令和7年4月1日現在)

種 類 保管施設	カンパン・クラッカー (食)	アルファ化米 (食)	お粥 (食)	粉ミルク (袋)	液体ミルク (食)	紙おむつ (枚) 乳児用	紙おむつ (枚) 大人用	生理用品 (枚)	毛布 (枚)	ラジオ (台)	仮設トイレ (台)	飲料水 500 ml (本)	ろ水機 (台)	飲料水袋 10L (枚)	医薬用 備蓄
稲里備蓄倉庫	13,800	31,000	10,200	0	0	0	0	0	10	0	1	0	0	1,000	0
西沼波備蓄倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	700	0	7	81,864	0	0	0
東沼波備蓄倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プロシードアリーナ HIKONE 備蓄倉庫2	0	0	0	2,160	2,136	7,410	1,616	11,260	170	0	0	11,904	0	0	0
プロシードアリーナ HIKONE 外部倉庫	360	500	200	0	0	64	26	512	790	0	0	96	0	0	0
中通	0	0	0	0	0	0	0	0	3,470	0	41	0	0	0	0
市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	1	0	0	0	0
城東小学校	120	700	200	0	0	168	54	468	800	3	7	264	1	0	1
城西小学校	240	500	150	0	0	168	54	468	200	3	1	384	1	0	1
金城小学校	180	500	100	0	0	150	54	468	570	2	4	408	1	0	1
城北小学校	240	550	150	0	0	168	54	468	800	2	7	336	1	0	1
佐和山小学校	240	450	200	0	0	168	54	468	40	3	2	360	1	0	1
旭森小学校	240	250	300	0	0	150	54	468	200	3	3	504	1	0	1
平田小学校	300	500	200	0	0	150	54	468	40	3	2	336	1	0	1
城南小学校	180	500	200	0	0	150	102	468	250	2	1	432	1	0	1
城陽小学校	240	500	200	0	0	150	90	468	430	3	4	552	1	500	1
若葉小学校	240	500	200	0	0	150	102	1,080	800	3	6	216	1	0	1
鳥居本小学校	240	500	250	0	0	150	90	468	810	3	2	480	1	0	1
高宮小学校	240	500	200	0	0	150	102	468	40	3	3	336	1	0	1
河瀬小学校	240	500	150	0	0	150	90	468	800	2	2	264	1	0	1
亀山小学校	240	550	200	0	0	150	102	1,080	800	3	1	504	1	0	1
稲枝東小学校	180	400	200	0	0	150	90	1,080	40	3	1	288	1	0	1
稲枝北小学校	240	550	100	0	0	150	102	1,080	400	2	2	336	1	0	1
稲枝西小学校	180	500	200	0	0	168	90	468	40	3	1	216	1	0	1
鳥居本中学校	120	400	100	0	0	168	54	0	40	3	2	456	0	0	0
西中学校	120	300	100	0	0	168	54	0	50	3	1	360	0	0	0
東中学校	120	350	100	0	0	168	54	0	30	3	1	360	0	0	0
中央中学校	120	300	100	0	0	168	54	0	40	3	1	240	0	0	0
南中学校	180	250	50	0	0	168	54	0	30	3	1	360	0	0	0

種 類 保管施設	カンパン・クラッカー (食)	アルファ化米 (食)	お粥 (食)	粉ミルク (袋)	液体ミルク (食)	紙おむつ (枚) 乳児用	紙おむつ (枚) 大人用	生理用品 (枚)	毛布 (枚)	ラジオ (台)	仮設トイレ (台)	飲料水 500ml (本)	ろ水機 (台)	飲料水袋 10L (枚)	医薬用 備蓄
彦根中学校	120	400	100	0	0	168	54	0	40	3	1	336	0	0	0
稲枝中学校	120	400	100	0	0	168	54	0	40	3	1	312	0	0	0
市立病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
福祉センター	60	0	0	0	0	0	0	0	410	2	0	96	0	500	0
勤労福祉会館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2	0	96	0	0	0
高宮地域文化センター	60	0	0	0	0	0	0	0	100	2	0	96	0	0	0
稲枝地区公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	10	0	2	96	0	0	0
鳥居本地区公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2	0	96	0	0	0
旭森地区公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2	0	96	0	0	0
東地区公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2	0	96	0	0	0
西地区公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2	0	96	0	0	0
河瀬地区公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2	0	96	0	0	0
南地区公民館	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0
市民交流センター	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2	0	96	0	0	0
人権福祉交流会館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2	1	96	0	0	0
亀山出張所	60	0	0	0	0	0	0	0	10	2	0	96	0	0	0
ひこね市文化プラザ	60	0	0	0	0	0	0	0	610		3	96	0	0	0
パナソニック株式会社 くらしアプライアンス社	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2	0	96	0	0	0
大藪浄水場	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0	0	0	0	200	0
彦根総合卸売市場	0	0	0	0	0	0	0	0	780	0	0	0	0	0	0
彦富町公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2	0	96	0	0	0
千松会館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2	0	96	0	0	0
三津屋町民会館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2	0	96	0	0	0
新海浜公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2	0	96	0	0	0
彦根キャスル リゾート&スパ	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	96	0	0	0
彦根幼稚園	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96	0	0	0
彦根翔西館高等学校 第二体育館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	96	0	0	0
彦根東高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	96	0	0	0
近江高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	96	0	0	0

種 類 保管施設	カンパン・クラッカー (食)	アルファ化米 (食)	お粥(食)	粉ミルク (袋)	液体ミルク (食)	紙おむつ(枚) 乳児用	紙おむつ(枚) 大人用	生理用品 (枚)	毛布 (枚)	ラジオ (台)	仮設トイレ (台)	飲料水 500ml (本)	ろ水機 (台)	飲料水袋 10L (枚)	医薬用 備蓄
彦根翔西館高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	96	0	0	0
彦根総合高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	96	0	0	0
彦根工業高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	96	0	0	0
河瀬高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	96	0	0	0
滋賀大学	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	96	0	0	0
滋賀県立大学	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	96	0	0	0
聖泉大学	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	96	0	0	0
彦根商工会議所	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	96	0	0	0
稲枝商工会館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	96	0	0	0
中老人福祉センター	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	96	0	0	0
北老人福祉センター	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	96	0	0	0
彦根総合スポーツ公園 (野球場)	120	0	0	0	0	0	0	0	220	2	4	192	0	0	0
亀の井ホテル彦根	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	96	0	0	0
J A 東びわこ彦根中 央支店	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	96	0	0	0
J A 東びわこ本店	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	96	0	0	0
J A 東びわこ稲枝支 店	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	96	0	0	0
合計	21,180	42,350	14,250	2,160	2,136	11,290	3,358	22,176	15,630	136	117	106,248	17	2,200	18

2 県の備蓄倉庫および備蓄物資

県の災害救助用備蓄物資保管倉庫について、彦根市に置かれているものは、次のとおりである。

事務所名	物資種別	備蓄数量	保管倉庫の場所	保管倉庫業者
湖東健康福祉事務所	毛布（枚）	5,700	犬上郡多賀町中川原字桜本453-3	日本通運(株)滋賀支店 彦根営業課 犬上郡多賀町中川原字桜本453-3
	パン（食）	16,000		
	アルファ化米（アレルギー対応）（食）	11,500		
	ゼリー（食）	1,360		
	長期保存食（食）	2,580		
	レトルト食品（食）	12,160		
	紙おむつ（乳幼児用）（枚）	10,168		
	紙おむつ（大人用）（枚）	560		
	不織布マスク（普通サイズ）（枚）	26,400		
	不織布マスク（子ども用サイズ）（枚）	3,600		
	生理用ナプキン（昼用）（枚）	1,120		
	生理用ナプキン（夜用）（枚）	600		
	生理用ショーツ（Mサイズ）（枚）	60		
	生理用ショーツ（Lサイズ）（枚）	60		

3 医療関係調達先

(1) 血液調達先

名称	所在地	電話	備考
滋賀県赤十字血液センター	草津市南笠町新地 102	077-564-6311	
大津赤十字病院	大津市長等一丁目 1-35	077-522-4131	
守山市民病院	守山市守山町四丁目 14-1	077-582-5151	
公立高島総合病院	高島市高島町勝野 1667	0740-36-0220	
公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾 1256	0748-62-0234	
近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市土田町 1379	0748-33-3151	
独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター	東近江市五智町 255	0748-22-3030	
豊郷病院	犬上郡豊郷町八目 12	0749-35-3001	
彦根市立病院	彦根市八坂町 1882 番地	0749-22-6050	
長浜赤十字病院	長浜市宮前町 14-7	0749-63-2111	
長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田 1221	0749-82-3315	

(2) 医薬品調達先（市内）

名称	薬局・店舗の名称	薬局・店舗の所在地	電話番号	備考
有川製薬(株)	有川製薬(株)	彦根市鳥居本町 425	22-2201	卸売
(株)スズケン	(株)スズケン彦根支店	彦根市小泉町 865-1	24-0301	卸売
彦根かいえ薬局	彦根かいえ薬局	彦根市開出今町 1524-4	30-3161	薬局

4 死体処理

(1) 棺の調達先

業者名 (調達先)	所在地	電話	最大調達数
滋賀県葬祭事業協同組合	彦根市西今町 939	22-5000	—

(2) ドライアイスの調達先

業者名 (調達先)	所在地	電話	最大調達数
滋賀県葬祭事業協同組合	彦根市西今町 939	22-5000	—

資料 26 報道機関一覧

報道機関名	住所	電話番号
毎日新聞彦根支局	彦根市城町二丁目6-13	0749-22-1245
読売新聞彦根支局	彦根市平田町137-6	0749-22-0154
京都新聞社滋賀北部総局彦根支局	彦根市大東町13-1	0749-23-6111
朝日新聞大津総局	大津市京町三丁目5-12	077-524-6601
中日新聞彦根支局	彦根市古沢町661-2	0749-22-1234
滋賀彦根新聞社	長浜市八幡東町245-5	0749-65-0608
滋賀情報企画（彦根タイムス）	彦根市本町二丁目3-14	0749-23-2382
彦根文化新聞社	彦根市橋向町29	0749-23-8103
エフエムひこねコミュニティ放送(株)	彦根市立花町6-19 OBPビル2階	0749-30-3355
びわ湖放送本社	大津市鶴の里16-1	077-524-0155
NHK彦根支局	彦根市平田町421 203号	0749-22-2609
NHK大津放送局	大津市打出浜3-30	077-521-3074
産経新聞大津支局	大津市中央1-3-2	077-522-6628
共同通信社大津支局	大津市京町4-3-33 滋賀プレスビル3階	077-522-3762

様式7 被災情報の報告様式

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

令和 年 月 日 時 分

○ ○ ○

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
 - (1) 発生日時平成年月日
 - (2) 発生場所〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯度、東経度）
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(注) 被災情報の報告については、可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

その他、必要な報告等の様式については、「彦根市地域防災計画 資料編」に記載されている様式を準用する。

第3編 参考資料

参考資料1 武力攻撃事態等対処法に基づく指定公共機関等

【指定行政機関(34)】

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁

【指定地方行政機関(25)】

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

【指定公共機関(166)】

災害研究 (13)	(国)海上・港湾・航空技術研究所、(国)建築研究所、(国)産業技術総合研究所、(独)情報処理推進機構、(国)情報通信研究機構、(国)森林研究・整備機構、(国)水産研究・教育機構、(国)土木研究所、(国)日本原子力研究開発機構、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、(国)農業・食品産業技術総合研究機構、(国)量子科学技術研究開発機構、(一財)海上災害防止センター、
医療(2)	(独)国立病院機構、日本赤十字社
公共の施設 管理(10)	[河川] (独)水資源機構 [道路] 東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株) [空港] 新関西国際空港(株)、中部国際空港(株)、成田国際空港(株)
電気(26)	沖縄電力(株)、(株)JERA、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、九州電力(株)、九州電力送配電(株)、四国電力(株)、四国電力送配電(株)、中国電力(株)、中国電力ネットワーク(株)、中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)、中部電力ミライズ(株)、東京電力エナジーパートナー(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京電力リニューアブルパワー(株)、東京電力ホールディングス(株)、東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)、北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)、北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)、電源開発(株)、電源開発送配電ネットワーク(株)、日本原子力発電(株)
ガス(7)	大阪瓦斯(株)、大阪ガスネットワーク(株)、西部瓦斯(株)、東京瓦斯(株)、東京ガスネットワーク(株)、東邦瓦斯(株)、東邦ガスネットワーク(株)
運送(75)	[国内旅客船(8)] オーシャントランス(株)、(株)商船三井さんふらわあ、(株)名門大洋フェリー、新日本海フェリー(株)、太平洋フェリー(株)、阪九フェリー(株)、マルエーフェリー(株)、宮崎カーフェリー(株) [バス(26)] JR九州バス(株)、ジェイアール四国バス(株)、ジェイアール東海バス(株)、ジェイアールバス関東(株)、ジェイアールバス東北(株)、ジェイ・アール北海道バス(株)、JRバス中国(株)、西日本ジェイアールバス(株)、小田急バス(株)、神奈川中央交通(株)、近鉄バス(株)、京王電鉄バス(株)、京成バス(株)、京阪バス(株)、京浜急行バス(株)、国際興業(株)、西武バス(株)、東急バス(株)、東都観光バス(株)、東武バスセントラル(株)、南海バス(株)、日本交通(株)、阪急バス(株)、阪神バス(株)、三重交通(株)、名阪近鉄バス(株) [航空(8)] ANAウイングス(株)、(株)AIRDO、(株)スターフライヤー、(株)ソラシドエア、スカイマーク(株)、全日本空輸(株)、日本航空(株)、日本トランスオーシャン航空(株)

	<p>[鉄道(23)]</p> <p>北海道旅客鉄道(株)、四国旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、東京地下鉄(株)、九州旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、近畿日本鉄道(株)、京王電鉄(株)、京成電鉄(株)、京阪電気鉄道(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、西武鉄道(株)、東急電鉄(株)、東武鉄道(株)、名古屋鉄道(株)、南海電気鉄道(株)、西日本鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)</p> <p>[内航路海運(5)]</p> <p>井本商運(株)、川崎近海汽船(株)、近海郵船(株)、栗林商船(株)、琉球海運(株)</p> <p>[トラック運送事業者(5)]</p> <p>佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株)</p>
電気通信(7)	<p>日本電信電話(株)、東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDD I(株)、ソフトバンク(株)、(株)NTTドコモ</p>
放送(23)	<p>[テレビ(14)]</p> <p>日本放送協会、朝日放送テレビ(株)、(株)CBCテレビ、(株)TBSテレビ、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)フジテレビジョン、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、中京テレビ放送(株)、東海テレビ放送(株)、名古屋テレビ放送(株)、日本テレビ放送網(株)、読売テレビ放送(株)</p> <p>[ラジオ(9)]</p> <p>朝日放送ラジオ(株)、ラジオ大阪(株)、(株)MBSラジオ、(株)CBCラジオ、(株)TBSラジオ、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送、東海ラジオ放送(株)</p>
その他(3)	<p>日本銀行、広域的運営推進機関、日本郵便(株)</p>

参考資料2 防災における協定一覧

(1) 官公庁

番号	機関名称	内容
1	大垣市	災害時における相互応援協定
	長浜市	
2	水戸市	災害時における相互支援協定書
	高松市	
3	佐野市	災害時における相互支援協定書
4	滋賀県市長会	災害時における相互応援協定書
5	湖東定住自立圏（1市4町）と鳥取県中部定住自立圏（倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町）の災害協定	災害時における相互支援協定
6	国土交通省近畿地方整備局	災害時等の応援に関する申し合わせ

(2) 民間

番号	機関名称	内容
7	彦根市内郵便局	災害時等における「彦根市」と「彦根市内郵便局」との相互協力に関する覚書
8	彦根商店街連盟	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
9	株式会社平和堂	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
10	生活協同組合コープしが	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
11	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
12	株式会社ユタカファーマシー	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
13	株式会社カインズ	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
14	株式会社ベシア	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
15	コカ・コーラウエスト株式会社 （現：コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社）	災害時における飲料の提供等の協力に関する協定書
16	イオンタウン株式会社 イオンビッグ株式会社	災害時における被災者に対する防災活動効力に関する協定書
17	エフエムひこねコミュニティ放送（株）	緊急放送の実施に関する協定書
18	株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント	災害時における協力に関する協定
19	彦根市管工設備工事協同組合	上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書
20	彦根水道協同組合	上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書
21	滋賀県建設業協会彦根支部	災害時における応急救援活動への応援に関する協定書 災害時における下水道施設復旧支援協力に関する協定書
22	滋賀県電気工事工業組合	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書
23	一圓テクノス株式会社	災害時における燃料等の供給協力に関する協定書

番号	機関名称	内容
24	1市4町と6商工会の災害協定 (彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町および多賀町と稲枝商工会・愛知川商工会・秦荘商工会・豊郷町商工会・甲良町商工会および多賀町商工会)	災害時における生活物資の確保および調達ならびに応急救援活動への応援に関する協定書
25	(社)滋賀県エルピーガス協会彦根支部・犬上支部・愛知支部 (現：一般社団法人滋賀県LPガス協会)	災害時におけるエルピーガス設備の応急復旧の応援に関する協定書
26	滋賀県造園協会北地区 (現：一般社団法人社団法人滋賀県造園協会北地区)	災害時における応急救援活動への応援に関する協定書
27	大阪ガスネットワーク株式会社	災害時における情報提供に関する協定 災害時における応急措置を実施するための拠点の使用に関する協定書
28	公益社団法人彦根青年会議所	災害時等における物資の供給協力に関する協定書
29	株式会社ナフコ	災害時における物資供給に関する協定書
30	株式会社アウトソーシングトータルサポート	災害時の上下水道事業応急給水活動等の支援協力に関する協定書
31	株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書
32	湖東生コン協同組合	災害時における消火水等の供給協力に関する協定書
33	彦根市浄化槽業者協議会	災害時におけるし尿および浄化槽汚泥の処理等の支援に関する協定書
34	一般社団法人彦根医師会	災害時の医療救護活動に関する協定書
35	彦根歯科医師会	災害時の医療救護活動に関する協定書
36	一般社団法人彦根薬剤師会	災害時の医療救護活動に関する協定書
37	昭和電工マテリアルズ株式会社 (現：株式会社レゾナック彦根川瀬事業所)	消防活動の支援に関する協定書
38	株式会社ブリヂストン彦根工場	消防活動の支援に関する協定書
39	株式会社中通	災害時における物流業務に関する協定書
40	一般社団法人彦根愛知犬上介護保険事業者協議会	災害時における福祉避難所等の開設・運営に関する協定書
41	新江州株式会社 セツカートン株式会社	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書
42	大栄環境ホールディングズ株式会社	災害廃棄物等の処理に関する基本協定書
43	滋賀県葬祭事業協同組合	災害時における棺および総裁用品の供給等ならびに遺体の搬送等の協力に関する協定書
44	関電サービス株式会社	防災情報表示付き電柱広告に関する覚書
45	ファーストメディア株式会社	防災情報等の提供に関する協定書
46	LINEヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定書
47	滋賀日産自動車株式会社 日産自動車株式会社	災害時における電気自動車による電力供給に関する協定書
48	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定書

番号	機関名称	内容
49	一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会	自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定書
50	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定書
51	株式会社コスモス薬品	災害時における物資供給に関する協定
52	株式会社一圓興産	災害時における協力に関する協定
53	株式会社プロクルー	災害時等における無人航空機の運用に関する協定
54	彦根市浄化槽業者協議会 滋賀県環境整備事業協同組合	災害および感染症発生時における救援活動の支援に関する協定書
55	一般社団法人ジャパンレンタルアソシエーション	災害時における什器・備品等の供給に関する協定書
56	中北薬品株式会社	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
57	関西電力送配電株式会社	大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する協定書
58	株式会社エムランド	災害時におけるキャンピングカーの無償提供に関する協定
59	株式会社平和堂	災害時の消防活動における支援協力に関する協定書
60	アイリスオーヤマ株式会社	災害時における生活関連物資の供給に関する協定書
61	福山通運株式会社	災害時における物資輸送等に関する協定
62	株式会社キッツエスジーエス	災害時における浄水装置による応急給水の協力に関する協定
63	株式会社パナソニック株式会社 くらしアプライアンス社ビューティ・パーソナルケア事業部	災害時における協力に関する協定
64	社会福祉法人彦根市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書
65	パナソニックホールディングス株式会社	災害時における生活物資の供給等に関する協定書
66	滋賀県行政書士会	災害時における被災者支援に関する協定書
67	特定非営利活動法人 ボランティア・アーキテクト・ネットワーク	災害時における間仕切りシステム等の供給に関する協定書
68	スギホールディングス株式会社	災害時における物資供給に関する協定書